

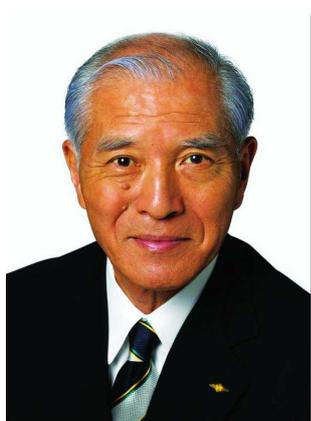
「エコアクション21」環境活動レポート

～警察本部グループ編～



平成19年3月
長野県

「エコアクション21」環境活動レポートの公表にあたって



私たちが暮らす長野県は、全国でも有数の美しい自然に恵まれています。自然環境は過去の世代から継承された貴重な財産であり、できるだけ優れた形で将来の世代に引き継ぐことは、現在を生きる私たちに課せられた使命です。

しかし、今日の社会経済活動は、生活に利便性や豊かさをもたらした一方で、地域の環境だけでなく、全ての生物の生存基盤である地球環境までも損なうおそれを生じさせています。

とりわけ、地球温暖化は私たちの将来の世代にまで影響を与える大きな問題です。去る平成 19 年 2 月 2 日に発表された、国連「気候変動に関する政府間パネル」の第 4 次評価報告書では、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因と断定しています。また、気象庁の「異常気象レポート 2005」では、日本の平均気温は過去 100 年に 1.07℃上昇したとしているほか、長野市の年間平均気温は過去 100 年に 1.2℃上昇しており、長野県においても温暖化が顕著となっています。

長野県では、平成 18 年 3 月に、温室効果ガスの排出削減に向けた「長野県地球温暖化対策条例」を制定し、県民、事業者、行政が連携・協働して、自主的・積極的に取り組んでいます。温暖化をはじめとした環境問題は、一人ひとりの生活に密接に関わっています。まさに、一人ひとりが自らの問題としてとらえ、現代と、そして未来の県民のために行動することが大切です。

このような状況において、県といたしましても、温室効果ガスを排出する事業者であることを認識し、今年度、全ての県機関を対象に環境管理システム「エコアクション 21」を導入し、県自らが率先して地球温暖化対策を実践してきました。このレポートでは、環境省が策定した「エコアクション 21～環境経営システム・環境活動レポートガイドライン～」に沿って、県が取り組んできた内容をまとめています。

多くの皆さんにこのレポートをご覧いただき、県の取組に対して、多くのご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げますとともに、このレポートが、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く」という長野県環境基本条例の理念の下、一人でも多くの皆さんの具体的な行動に取り組んでいただくための一助になることを願っています。

平成 19 年 3 月

長野県知事 村 井 仁

長野県「エコアクション21」環境活動レポート(警察本部グループ編) 目次

「エコアクション21」環境活動レポート公表にあたって	1
第1章 最近の長野県における環境行政の動き	3
第2章 環境行政の総合的推進	5
第1節 長野県環境基本条例	
第2節 長野県環境基本計画	
第3節 環境マネジメントシステムの認証取得	
第4節 環境行政の推進体制	
第3章 長野県がエコアクション21に取り組む理由・必要性	9
第4章 エコアクション21環境方針(平成18年10月18日決定)	13
第5章 体系毎の取組状況	14
第1節 日常業務活動における省資源・省エネルギーの実践	
第2節 環境基本計画に基づく施策(環境施策)の推進、公共事業における環境負荷の低減等	
第3節 内部環境監査による取組の自己点検	
第6章 地域における環境配慮の取組の推進	33
第1節 エコアクション21普及啓発セミナー	
第2節 ものづくり産業応援助成金	
第3節 入札参加資格の加点(「新客観点数」の採用)	
第4節 事業税の不均一課税(信州に安全・安心・安定をもたらす県民応援減税)	
第7章 環境関連法規の違反状況、訴訟等の有無	40
参 考 組 織 の 概 要 に 関 す る 情 報	41
資 料 地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」(第3次改正版)	

第1章 最近の長野県における環境行政の動き

～平成18年版環境白書から～

長野県では、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く」という「長野県環境基本条例」の理念の実現に向けて、各種施策を推進しています。

生物多様性の保全に向けては、希少野生動植物の現状を明らかにするための資料である「長野県版レッドデータブック」については、平成13年度に発行した維管束植物編に続いて、平成15年度に動物編を、平成16年度には非維管束植物編・植物群落編を発行しました。また、県内に生息又は生育する希少野生動植物を保護するため、「長野県希少野生動植物保護条例」(平成15年長野県条例第32号。以下「条例」という。)を制定しました。条例では、捕獲、採取及び流通などの個体の取扱いや生息地等の保護に関する規制のほか、保護回復事業や外来種に関する調査などに関する必要な事項を規定しています。平成15年度には、条例に基づき、保護施策の基本的な方向性を示す「長野県希少野生動植物保護基本方針」の策定を行い、捕獲・採取等の規制対象となる「指定希少野生動植物」及び「特別指定希少野生動植物」の指定を進めています。

中部山岳国立公園の乗鞍岳山頂付近における自然環境の保全及び利用環境の適正化のため、平成15年7月から県道乗鞍岳線のマイカー規制を実施しています。マイカーでの利用者は乗鞍高原の駐車場にて低公害シャトルバスに乗り換えて、山頂に向かうことになりました。これにより、渋滞が解消され、乗鞍山頂方面への快適な利用が確保されました。

平成14年2月に全線無料化されたピーナスラインについては、沿線における自然環境の保護と利用のあり方について、地域に関係する幅広い関係者を構成員として多角的に検討する「ピーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会」を設置し、検討を重ね平成16年3月に提言書として取りまとめました。

平成16年5月には、美ヶ原自然環境保全協議会を設立し、自然再生事業の意義・方針・事業対象区域などについて検討を行いました。同年6月から在来植生復元の手法を検証するため、モニタリング調査を実施しました。

平成17年4月以降の美ヶ原自然環境保全協議会

では、平成17年に施工する自然再生事業について検討を行い、在来植生の拡大を目的としたピーナスライン沿線自然再生事業を美ヶ原台上歩道の沿道で実施するとともに、前年に引続きモニタリング調査を継続実施しました。

平成18年4月以降の美ヶ原自然環境保全協議会では、NPO等の民間団体が自然再生の活動を展開する場合、最も活動効果が表れる区域を調査選抜し、自然再生の全体構想作成に着手しました。

一方、昨年に引続き歩道沿線における自然再生事業とモニタリング調査を実施するとともに、県は新たに園地での自然再生事業に着手しました。

平成19年4月以降も県は、自然再生事業に参加するボランティアの拡充を図りながら園地などで、自然再生事業及びモニタリング調査を展開します。

地球温暖化問題については、まず県機関自らが一事業者・一消費者として、温室効果ガスの排出削減等に取り組むため、平成13年9月に「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定しました。そして平成17年9月には、省エネルギー等の具体的な取組目標を盛り込んだ「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』(第3次改正版)」を策定して、実践活動の徹底を図っています。

また、平成14年5月に信州・地球温暖化対策研究会から、地球温暖化対策「長野モデル」第1次提言を受け、県ではその提言を最大限尊重する形で検討を進め、県民・事業者・行政が協働して取り組んでいける各主体のアクションプランを盛り込んだ「長野県地球温暖化防止県民計画」を平成15年4月に策定しました。

なお、県では平成17年5月、この県民計画の実効性を担保するために環境審議会に今後の地球温暖化対策について諮問を行い、多くの県民の参加の下に取りまとめられた答申が平成18年1月に行われました。この答申に基づき、平成18年2月現在、県議会へ「長野県地球温暖化対策条例」を提出し、全会一致で可決されました。

水環境については、豊かな水環境を保全し、次世代に引き継いでいくことは、現在を生きる我々の責務です。

平成14年度に策定した第3次長野県水環境保全

総合計画と、第4期諏訪湖水質保全計画、そして平成16年度に策定した第3期野尻湖水質保全計画に基づいて、県民との協働の下、水質、流域、水辺など水環境の保全に係る施策を総合的、計画的に推進しています。

また、河川、湖沼、地下水の水質を保全するため、水質の状況を監視するとともに、豊丘村においては、硝酸性窒素による地下水保全対策モデル事業として、平成15～16年度に地下水や地質等を本格的に調査し、関係機関で構成する地下水保全対策連絡協議会で豊丘村の実情にあった具体的な対策等を検討しています。

生活排水対策については、生活環境のみならず、良好な水環境を保全するうえで、極めて重要な役割を担っています。平成17年6月に策定した汚水処理施設整備構想エリアマップ2005により、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の適正な選択を行い、効率的・効果的な汚水処理施設の整備を進めています。

大気環境等の保全については、本県の大気環境のうち、二酸化窒素等の項目は、環境基準を達成しており、おおむね良好な状況にあります。

県下の自動車保有台数は、年々増加しており、道路周辺大気の調査が重要となっておりますので、引き続き自動車排ガス測定局で調査を行っています。

有害化学物質対策については、ダイオキシン類の環境中の状況や、排出実態を把握するため、大気、水、土壌、底泥について調査を実施するとともに、焼却施設の排ガス直接検査を行うなど、ダイオキシン類の排出抑制、実態把握、的確な情報提供を行っています。

廃棄物対策については、最終処分場の残存容量の減少など、ごみ問題が深刻化する中、循環型社会の形成に向けて、3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の推進)、及び廃棄物の適正処理の確保に向けた施策の展開を図っています。

平成16年3月に創設しました「信州リサイクル製品認定制度」では、一定の基準を満たした長野県産のリサイクル製品を認定し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に寄与することを目指しています。平成18年末現在で24製品を認定しており、認定

製品のPRや県公共工事での率先利用に努めています。

産業廃棄物処理に関しては、平成5年4月に「財団法人長野県廃棄物処理事業団」を設立し、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備に取り組んできました。阿智村における整備計画については、産業廃棄物の最終処分量の減量により、最終処分場の逼迫が緩和していること、事業を実施した場合の県の財政負担額が多額になることなどから、平成17年9月に「計画は中止せざるを得ない」との県の考え方と新しい公共関与の考え方を示しました。しかし、この考え方については、廃棄物処理事業団を構成する経済団体等から理解を得られていないため、県廃棄物処理計画の策定の中で、改めて廃棄物処理施設整備の方向を検討しています。

不適正処理、不法投棄防止対策としては、平成14年4月から廃棄物対策課に廃棄物監視指導室を付置し、平成17年9月からは、同室を廃棄物監視指導課とし、産業廃棄物処理の監視・指導体制の強化を図る一方、不法投棄監視連絡員の配置や不法投棄ホットラインの設置などにより、不適正処理、不法投棄の情報収集を行っています。

平成18年2月には、廃棄物の発生抑制と資源化の推進を図り、適正処理を確保するための新たな規制制度を盛り込んだ「廃棄物の発生抑制等による良好な環境の確保に関する条例」(案)を県議会へ提出しました。しかし、条例案中のいくつかの制度について市町村や産業界などから強い反対を受け、県議会において二度の継続審査となったことから、平成18年9月にいったん条例案を取り下げ、関係者等との協議を行いながら条例案を再構築することとしています。

第2章 長野県における環境行政の総合的推進

～平成18年版環境白書から～

第1節 長野県環境基本条例

環境基本条例の制定及び考え方

今日の広範、多岐にわたる環境問題に的確に対応し、本県における今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定しました。

この条例では、社会のすべての構成員が共通の認

識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針、県の施策の基本となる事項等を定めています。

形式としては一般の条例と同じですが、具体的な施策はそれぞれ個別の条例や要綱等に委ねられています。

《長野県環境基本条例の体系》

I 前文、目的及び基本理念

〈条例制定の由来、その条例のよって立つ精神的基調〉（前文）

- ・本県の特長、現状認識
- ・これまでの環境施策の状況、今後の課題
- ・環境に関する県民の権利と責務
- ・すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く。

〈目的〉（§1）

- ・環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ・現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

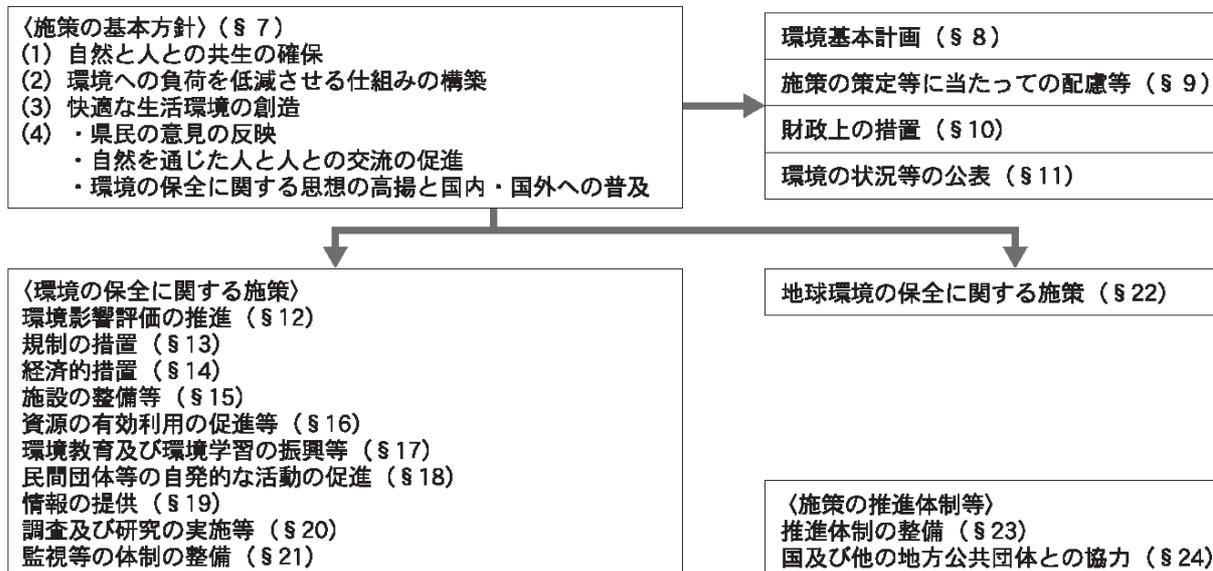
〈基本理念〉（§2）

- (1) 健全で豊かな環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持
- (2) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全への取組

II 責務



III 環境の保全に関する基本的施策



IV 長野県環境審議会（§25～§33）

第2節 長野県環境基本計画

1 長野県環境基本計画の策定及び考え方

長野県では、長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成9年2月に「長野県環境基本計画」を策定しました。

またその後新たに生じた、ダイオキシン等の有害化学物質問題や循環型社会の形成、地球温暖化問題などの課題や社会情勢の変化に対応するため、平成13年2月に改定を行いました。

この計画は、「2010年長野県長期構想」に示された長野県の望ましい将来像を、環境の面から実現しようとするものであるとともに、環境に関する各種計画の策定や施策の推進に当たっての指針となるものです。

※計画書の全文が県のホームページでも御覧いただけます。

URL

<http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/keikaku/>

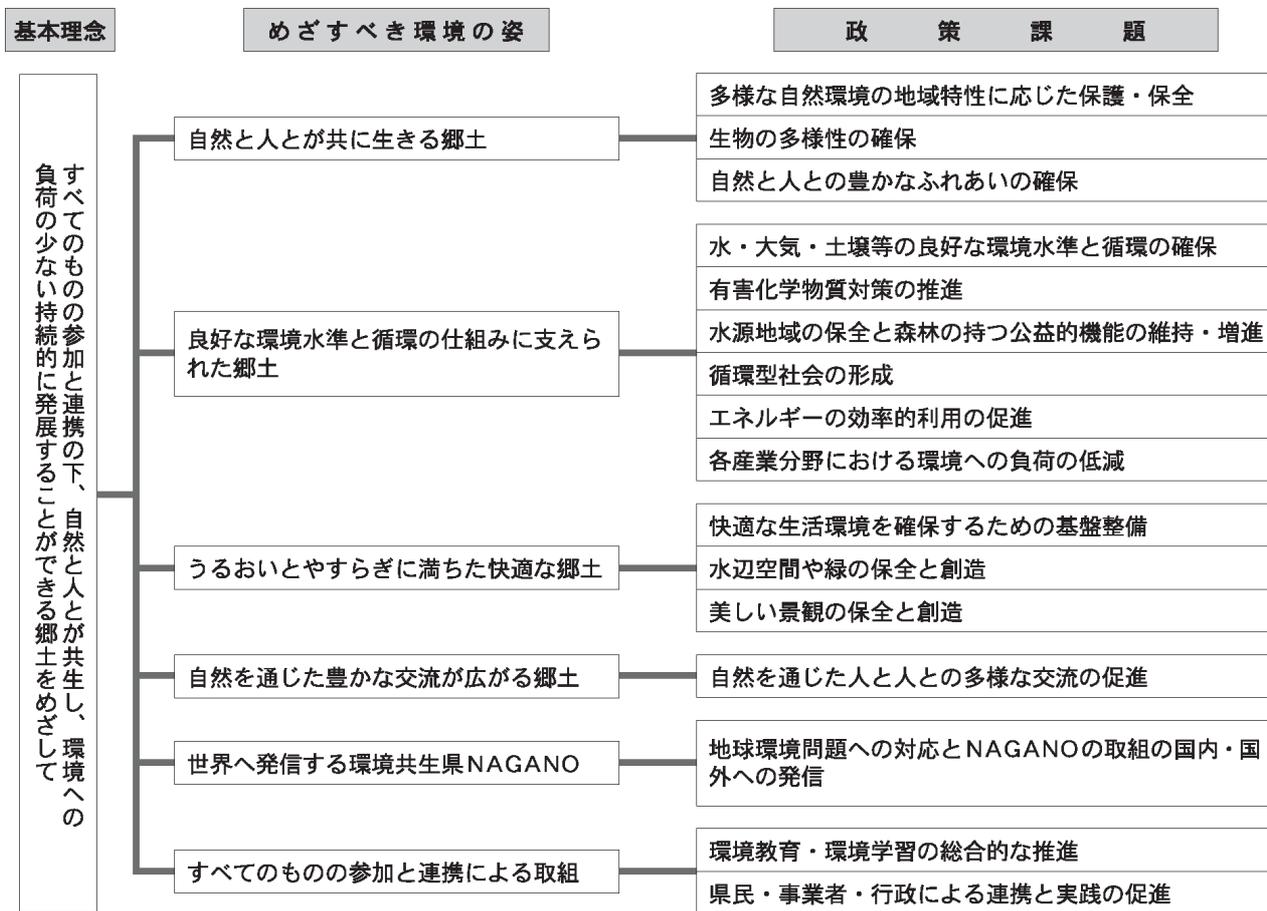
2 めざすべき環境の姿

環境基本計画では、本県の環境の現状と特性を踏まえ、恵まれた自然の中で、これからも持続的に発展することができる郷土を築くために、下図に示すように2010年に向けて長野県がめざすべき6つの環境の姿を明らかにしています。

3 計画の進行管理

計画に定める当面の施策目標を、県庁舎を対象に認証取得したISO14001の環境管理システムにおける環境目標として位置付け、ISO14001の規格に従って点検、監査、見直しなどを実施することによって、計画の適切な進行管理を図るとともに次年度の施策展開に反映させるなど、P D C Aサイクル（Plan：計画、Do：実践、Check：点検、Action：見直し）による継続的な改善・推進に努めています。

《長野県環境基本計画の体系》



第3節 環境マネジメントシステムの認証取得

1 長野県庁におけるISO14001の認証取得

県では、①「自らの環境保全活動の一層の推進」、②「環境保全のリーダーとしての県の姿勢の明確化」、③「県内の事業者や自治体の環境配慮促進」等の効果を目的に、平成12年4月から、県庁舎で行われている事務事業を対象として、環境方針及び環境目標の設定、全ての職員に対する研修、内部環境監査などに取り組みました。そして審査機関である(財)日本品質保証機構(JQA)の審査を受け、平成13年2月7日付けで認証を取得しました。(都道府県庁としては19番目の取得)

2 長野県のISO14001の特徴

長野県のISO14001は、環境基本計画に掲げている目標値をISO14001における環境目標に位置付けてPDCAサイクルによる継続的改善を図るという考えで運用されています。

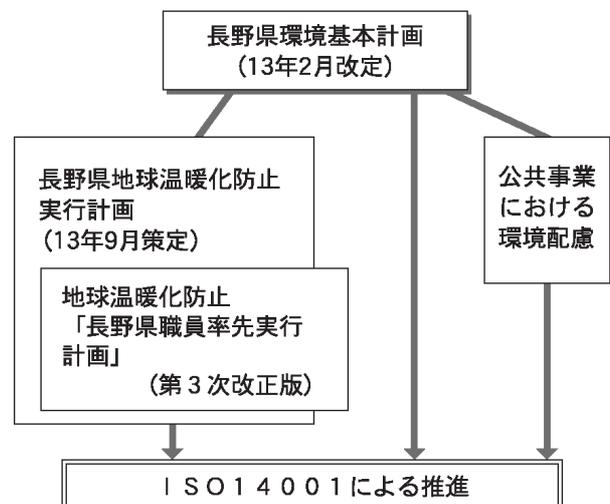
もちろん、紙・ゴミ・電気といった省資源・省エネ活動にも取り組んでいるわけですが、行政本来の存在意義は、様々な環境施策の実施を通じて地域の環境水準を向上させていくことにあり、ISOをこのための道具として活用するという考え方は、行政評価・政策評価を環境の分野において導入したのと同様の意

味を持つと言えます。

3 ISO14001からエコアクション21へ

本庁舎を対象とした長野県のISO14001は、平成19年2月で認証期間が満了します。認証期間満了後は、環境省が策定した「エコアクション21」に基づくシステムにより、引き続きPDCAサイクルによる継続的改善を図ることとしています。(長野県がエコアクション21に取り組む理由・必要性については、第3章参照)

《長野県の環境行政の基本的な枠組み》



第4節 環境行政の推進体制

1 環境行政組織

県の環境行政組織は、昭和39年4月、衛生部環境衛生課に公害係が設けられて以来、総合的な環境施策の推進を図るため、拡充整備されてきました。

平成14年4月1日には、より迅速に廃棄物の監視指導体制をとるため、廃棄物監視指導室を廃棄物対策課に付置(現在は廃棄物監視指導課)しました。

また、平成15年4月1日から現地機関の環境行政担当窓口を一元化するため、廃棄物対策を含む保健所の公害関係業務を地方事務所に移管し、地方事務所の生活環境関係の業務とあわせ、生活環境課(現在は環境課)を設置しました。

さらに、平成16年4月1日から、環境保全と自然保護を融合した新たな調査研究を可能とするとともに、県が推進する環境保全に係る諸施策に対して、技術的なサポートを行う等、行政とより緊密に連携を図っていくため、衛生公害研究所と自然保護研究所を統

合し、環境保全研究所を設置しました。

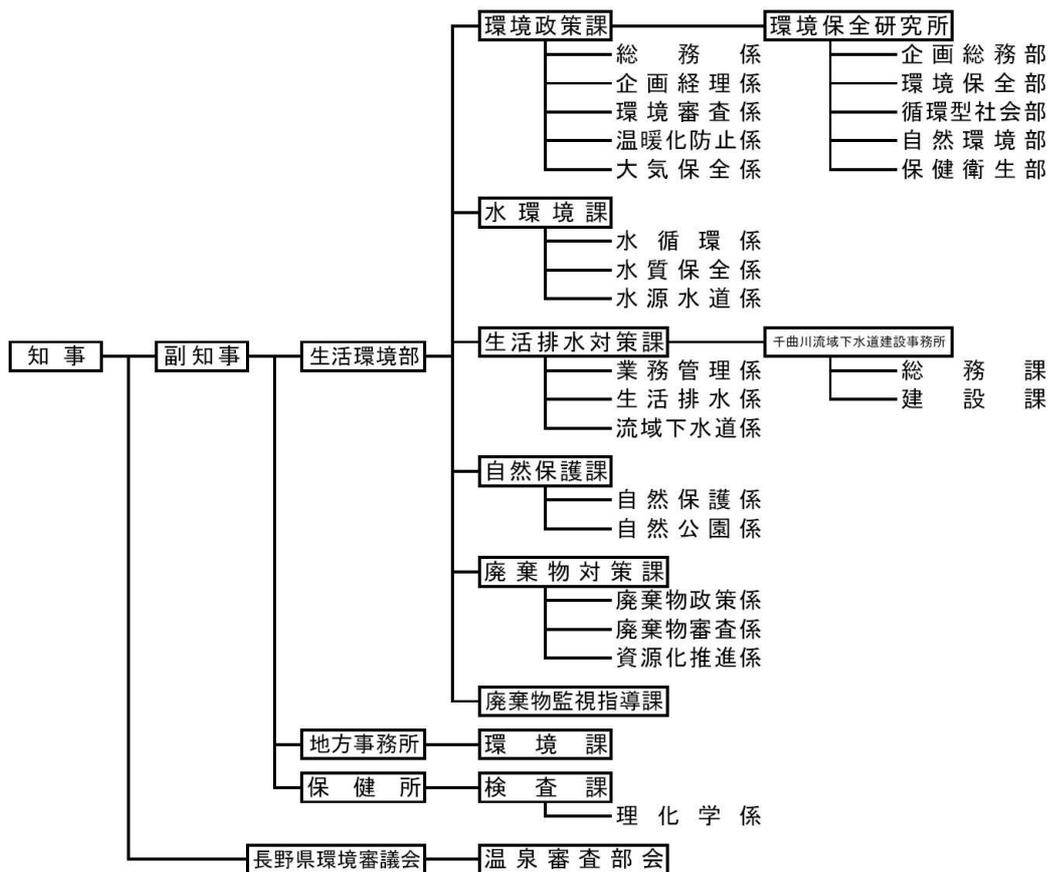
そして、平成16年5月1日から、これまで本庁内において部局をまたいで推進してきた地球温暖化防止対策及び水環境施策の一元化を図りました。

なお、現在の組織及び主な所掌事務は、次ページのとおりです。

2 環境審議会

県では、環境の保全に関する基本的事項、地球温暖化防止に関する事項、水環境の保全に関する事項、自然環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、鳥獣保護に関する事項など環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、環境基本法、自然環境保全法及び長野県環境基本条例に基づき、長野県環境審議会を設置しています。

《長野県環境行政組織(平成 18 年 11 月 1 日)》



《各組織の主な所掌事務》

区分	所・課名	主な所掌事務
本 庁	環境政策課	・環境影響評価(アセスメント) ・地球温暖化対策 ・大気環境の保全
	水環境課	・水環境保全総合計画 ・水環境及び土壌環境の保全 ・水道水源の保全
	生活排水対策課	・流域別下水道整備総合計画 ・流域下水道及び公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置事業
	自然保護課	・自然環境の保全 ・自然公園の整備及び管理
	廃棄物対策課	・廃棄物の発生抑制及び適正処理 ・廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可 ・廃棄物の資源化の推進
	廃棄物監視指導課	・廃棄物処理の監視及び指導
現 地 関	環境保全研究所	・環境学習の推進 ・大気環境及び水環境の保全に関する調査研究 ・地球環境及び廃棄物に関する調査研究 ・動植物の生態に関する調査研究
	千曲川流域下水道建設事務所	・流域下水道の管理及び維持保全 ・流域下水道の調査、設計、施工及び監督
地 方 事 務 所	環 境 課	・大気環境及び水環境の保全 ・自然環境の保全 ・廃棄物対策
保 健 所	検 査 課	・大気環境及び水環境の保全に関する検査

第3章 長野県がエコアクション21に取り組む理由・必要性

この度、長野県では、以下の理由・必要性から、全ての機関を対象に「エコアクション 21」に取り組むこととしました。(11～12 ページは、以下の理由・必要性等をまとめた資料です)。

1 県の温暖化対策率先実行計画に対応したシステム導入の必要性

長野県では、自らの事業活動に伴う環境負荷が大きいことを認識し、「環境保全のための『長野県庁率先実行計画』」を平成 10 年に策定しました。平成 13 年には「環境保全のための県庁(合庁)率先実行計画』(第 2 次改訂版)」を策定、対象を合同庁舎にも拡大し、省資源・省エネルギーやゴミの減量化など、長野県の事務事業における具体的な対策を実践してきました。

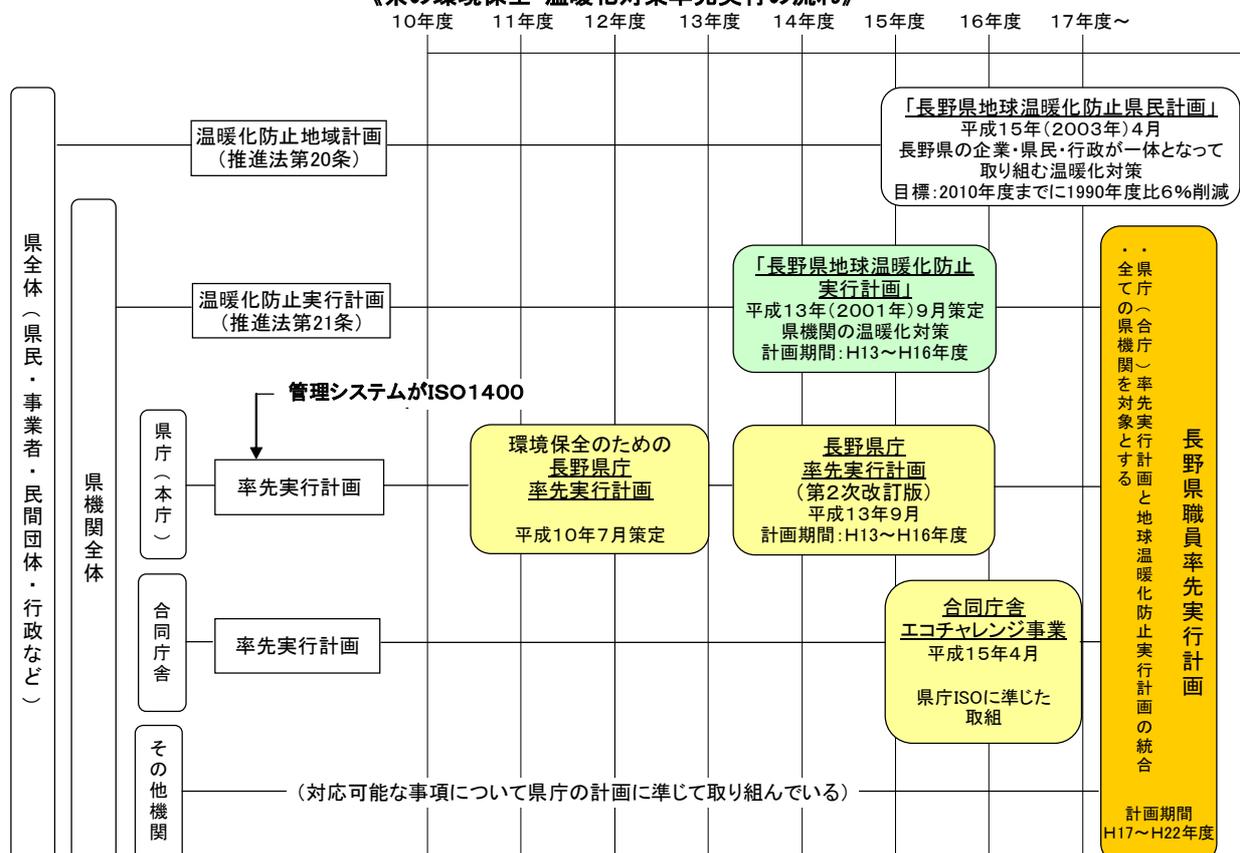
一方、地球温暖化問題については、平成 9 年の「地球温暖化防止京都会議(COP3)」で締結された「京都議定書」を受けて、平成 11 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)が施行されました。温対法の第 21 条では、地方自治体に対し「温室効果ガスの排出抑制のための実行計画」の策定と、取組状況の公表が義務付けられており、これを踏まえ、長野県では平成 13 年に「長野県地球温暖化

防止実行計画』を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定した上で、県機関における温暖化対策を実践してきました。

そして、両計画の計画期間が平成 16 年度で終了したことに伴い、両計画を統合して「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』(第 3 次改訂版)」を策定しました。この計画は、長野県の全ての機関の事務事業を対象とし、これにより発生する温室効果ガス排出量を平成 22 年度までに、平成 16 年度比で 10%削減という目標を掲げています。

計画の効果的な推進のためには、進捗管理をするツール(道具)が必要です。これまで、率先実行計画の推進については、本庁舎については国際規格である「ISO14001 環境マネジメントシステム」、合同庁舎においては ISO14001 に準じた「エコ活動チャレンジ事業」で進捗管理を行ってきたところですが(長野県庁の ISO14001 に基づく取組については、第 2 章参照)、率先実行計画が長野県の全ての機関を対

《県の環境保全・温暖化対策率先実行の流れ》



象としたものに改正されたことから、この計画に対応したマネジメントシステムの導入が必要であると考えました。

2 長野県が率先して地球温暖化対策に取り組む必要性

長野市の平均気温が過去 100 年で 1.2℃上昇するなど、地球温暖化が顕著となっている中、実効性のある温暖化対策を推進するために、長野県では、平成 18 年 3 月に「長野県地球温暖化対策条例」を公布しました。

この条例には、県民、事業者、行政が連携・協働して、自主的・積極的に温暖化対策に取り組んでいくための様々な規定が盛り込まれていますが、この中で、県の責務として、その事務事業による温室効果ガス排出の削減についての規定を定めています(第 3 条第 2 項)。

また、法令レベルでも同様に自治体の責務を定めています。地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)では、温暖化対策条例と同様、地方公共団体の責務として、事務事業による温室効果ガスの排出の削減に努めることを定めている(第 4 条第 2 項)ほか、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)では、地方公共団体の責務として、毎年度、事務事業に係る環境配慮等の状況を公表

するように努めることを定めています(第 7 条)。

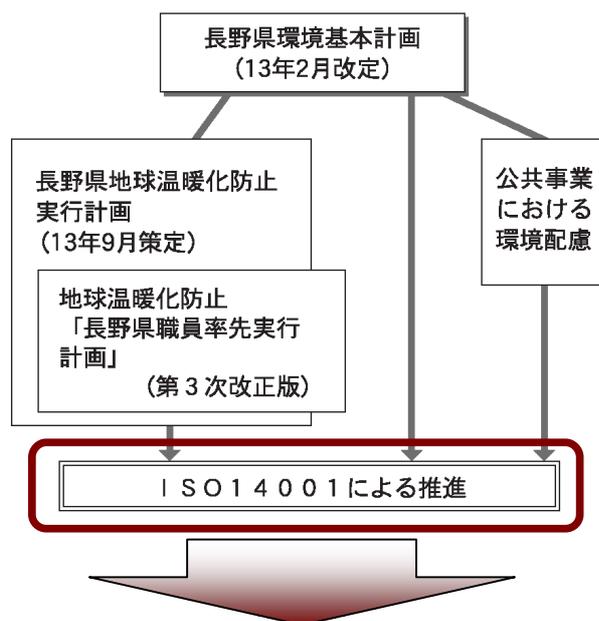
いずれの規定も、地方公共団体については努力規定とはなっていますが、この度の、長野県のエコアクション 21 導入はこれらの規定に対応したのもであると考えています。

3 PDCAサイクルにより、継続的に業務改善していく必要性

長野県では、平成 13 年 2 月、本庁舎における環境施策、公共事業、日常業務を対象に、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証登録を受けました。これは、長野県自らの環境保全活動を一層推進させるとともに、環境保全のリーダーとしての長野県の姿勢を明確にすることで、県内の事業者や自治体の環境配慮の促進を目的としたものです(長野県の ISO14001 に基づく取組については、第 2 章参照)。

ISO14001 の認証期間は平成 19 年 2 月に満了しますが、その後も環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより、長野県の事務事業を継続的に改善していく必要があると考えました。

《エコアクション 21 による長野県の環境行政の推進》



エコアクション21により引き続き推進

新たな環境管理システムを構築します!!

生活環境部環境政策課

環境管理システム「エコアクション21」を全ての県機関に導入し、県自らが率先して地球温暖化対策を実践します!!

何故「エコアクション21」を導入するの？

全ての県機関の事務事業を対象とした「長野県職員率先実行計画」に対応した、環境管理システムの導入が必要です！

地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』（第3次改正版）は、温対法に基づき自治体に策定が義務付けられた実行計画で、平成17年9月に策定されました！



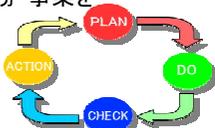
県が率先して地球温暖化対策に取り組み、その状況を積極的に公表していく必要があります！

地球温暖化関連法令、地球温暖化対策条例の規定にも対応した取組です！



本庁舎を対象に取得しているISO14001の認証が今年度中に満了します！

ISO14001に代わる新たな環境管理システムを導入し、県の事務・事業を継続的に業務改善していく必要があります！



どのような形で環境管理システムを構築するの？

- ・知事部局、県教委、県警察の3グループごとにシステムを構築し、環境配慮の取組を推進します。
- ・取組に当たっての総括的な取りまとめは、エコアクション21推進事務局（環境政策課）が担当します。

具体的には何をやるの？...主な取組内容

【教育訓練(研修)の受講】(8月31日)
エコアクション21導入の意義、率先実行計画の概要など、エコアクション21に取り組むに当たっての基礎知識を習得するための研修を受講していただきます！

【環境への負荷の自己チェック等の実施】(9月)
電力使用量、廃棄物排出量、化学物質排出量など、事務・事業に伴う環境負荷をチェックしていただきます！

【率先実行計画等の実施】...昨年度から実践していただいている取組を強化し実践！(11月～1月)
率先実行計画の目標達成のため、計画に基づくエコオフィス活動や環境施策を実践していただきます！

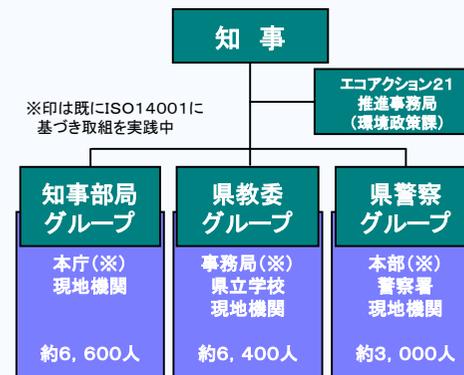
- 【具体例】
- ・電気・水道・燃料などの使用量削減、省資源・省エネルギーの取組
 - ・環境配慮物品の購入(グリーン購入)の推進
 - ・環境基準の達成や下水道の普及など、環境基本計画で定めた事業ごとの目標達成
 - ・建設副産物の再利用や間伐材の利用促進など、公共事業における環境配慮の推進 等

【取組状況の確認・評価】(1月)
計画に基づき実践した状況を自らが確認・評価し、今後の業務改善に活かします！

【内部環境監査の実施】(1～2月)
地域ごとに組織された、職員による監査チームが、皆さんの取組をチェックし、今後の業務改善につなげます！

【登録審査の受審】...審査機関が選定した箇所のみ受審(3月)
審査機関((財)地球環境戦略研究機関)の登録審査を受審していただきます！

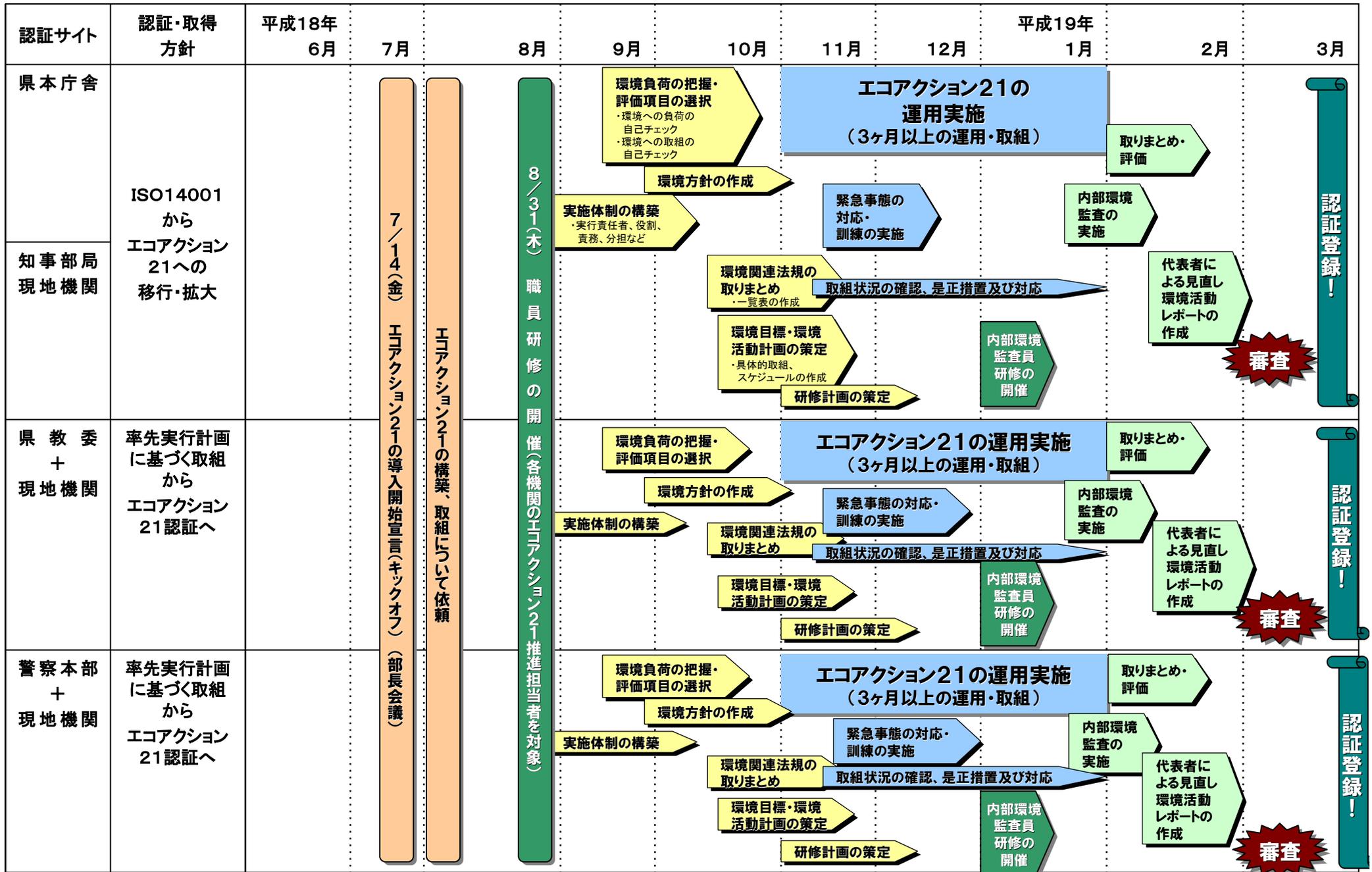
【認証登録組織のイメージ】



エコアクション21のPDCAサイクルを活用し、継続的な業務改善を進めることにより、率先実行計画の目標(※)や、環境基本計画に係る環境目標などの達成を目指します！

(※)県の事務・事業により発生する温室効果ガスの排出量を、平成22年度までに基準年度(平成16年度)比10%削減

エコアクション21の構築に向けたスケジュール(実際の進捗状況反映版)



7/14(金) エコアクション21の導入開始宣言(キックオフ) (部長会議)

エコアクション21の構築、取組について依頼

8/31(木) 職員研修の開催(各機関のエコアクション21推進担当者を対象)

審査

審査

審査

第4章 エコアクション21環境方針

(平成18年10月18日決定)

豊かな環境の恵みを 将来の世代へ

(エコアクション21環境方針)

1 基本理念

長野県民は、美しく豊かな自然の恵みの中で、歴史を刻み、文化を築き上げてきました。

しかし、今日の社会経済活動は、生活に利便性や豊かさをもたらした一方で、地域の環境だけでなく、全ての生物の生存基盤である地球環境までも損なうおそれを生じさせています。

そこで、長野県は、職員一丸となって、地球温暖化対策の推進や資源循環型社会の構築などに率先して取り組み、全ての県民とともに環境に負荷の少ない持続的発展ができる郷土を築くことを決意します。

2 基本方針

私たちは、次の分野の活動について、エコアクション21を導入し、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことによって継続的改善を進めます。

- (1) 一事業者として、日常業務活動における省資源・省エネルギー等を実践します。
- (2) 環境基本計画に基づいて、環境を保全し、豊かな環境を創造する施策を推進します。
- (3) 公共事業等の実施に当たっては、環境に配慮し、環境負荷の低減に努めます。

また、環境関連法令等を遵守し汚染の予防に努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成18年10月18日

長野県知事 村 井 仁

第5章 体系毎の取組状況

第1節 日常業務活動における省資源・省エネルギーの実践

1 「環境への負荷の自己チェック」「環境への取組の自己チェック」の取りまとめ結果

平成18年9月に実施した、両自己チェックの結果は、15～16ページのとおりでした。

長野県では、全ての県機関を対象とした「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』」(第3次改訂版。以下「率先実行計画」という。)を平成17年9月に策定し、県の事務・事業による温室効果ガス排出量を、平成22年度までに平成16年度比10%削減するという目標を掲げ、取組を進めてきました。

しかしながら、この自己チェックの結果では、電気・燃料等の使用量や廃棄物の排出量について、ほと

んどすべての機関で増加傾向にあることが明らかとなりました。

2 日常業務活動における環境目標

先に述べた「環境への負荷の自己チェック」の結果を踏まえ、別記のとおり、率先実行計画に定める削減目標を、エコアクション21における環境目標とし、平成18年11月1日付けで全ての県機関あて通知しました。

【別記】

地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」に定める以下の削減目標を、EA21における環境目標とします。

取組項目	取組内容	平成22年度までの目標	単年度の目標
温室効果ガスの排出量		基準年度比10%以上削減	基準年度比2%以上削減
CO ₂ 直接削減	(1)省エネルギーの推進	ア 電気使用量の削減	基準年度比10%以上削減
		イ 燃料使用量の削減	基準年度比10%以上削減
		ウ 公用車の省エネルギー	基準年度比10%以上削減
	(2)新エネルギーの導入	ア 太陽光エネルギーの活用	新築・改築時の導入検討
		イ 木材のエネルギー利用	新築・改築時等の積極的導入
		ウ 未利用エネルギーの活用	実用化に向けた検討
CO ₂ を間接的に削減	(3)省資源・ごみの減量化	ア 水道使用量の削減	基準年度比10%以上削減
		イ 用紙類の削減	基準年度比10%以上削減
		ウ 廃棄物の減量とリサイクル	基準年度比50%以上削減
	(4)グリーン購入の推進	ア 文具類・電化製品等の購入	購入割合95%以上
		イ 印刷物の発注	古紙配合率70%以上等
		ウ 低燃費・低公害車の導入	更新時に原則導入
	(5)公共工事の発注	ア 公共事業の環境配慮	建設副産物再利用、間伐材の利用促進
		イ 公共建築物、設備の省エネルギー	省エネ設備の率先導入
	(6)庁舎・敷地の環境美化等	ア 庁舎敷地内の緑化の推進と周辺の環境美化	環境美化運動への参加(年1回以上)
		イ 公共交通案内と駐輪場の整備	案内板等の設置
	(7)環境に配慮したイベントの開催	ア エコイベントの実施	実施方針に沿った開催
		イ 会議・研修会等の開催時における環境配慮	実施方針に準じた開催
	(8)職員の環境保全率行動	ア 環境目標の設定と環境保全意識の向上	環境手帳の作成
		イ ノーマイカーデーの推進	周知の徹底

は、エコアクション21の構築に際し、新たに設定した環境目標

「エコアクション21」構築における「環境への負荷の自己チェック」 及び「環境への取組の自己チェック」の取りまとめ結果について

警察本部総務課

環境への負荷の自己チェック

	率先実行計画 削減目標	単位	H15	H16 (基準年度)	H17	対前年比 (H17/H16)	H22 (目標年度)	目標対比 (H17/H22)
① 総エネルギー投入量								
購入電力	-10%以上	TJ	-	256.4	255.7	99.7%	230.7	110.8%
化石燃料	-10%以上	TJ	-	113.1	121.8	107.7%	101.7	119.8%
新エネルギー		GJ	-	-	-			
その他		GJ	-	-	-			
③ 水資源投入量								
上水	-10%以上	m ³	-	115,431.0	109,592.0	94.9%	103,887.9	105.5%
地下水	-10%以上	m ³	-	-	-			
④ 温室効果ガス排出量(注:購入電力のCO2排出係数は、0.555kg-CO2/kwhで計算)								
二酸化炭素	-10%以上	t-CO2		36,404.0	36,882.0	101.3%	32,763.6	112.6%
⑤ 科学物質排出量・移動量								
大気への排出		kg	-	-	-			
公共用水域への排出		kg	-	-	-			
土壌への排出		kg	-	-	-			
⑦ 廃棄物等総排出量								
再使用		t	-	-	-			
再生利用		t	-	-	-			
熱回収		t	-	-	-			
単純焼却	-10%以上	t	-	-	-			
⑧ 廃棄物最終処分量								
⑨ 総排出量								
公共用水域	-10%以上	m ³	-	-	-			
下水道	-10%以上	m ³	-	-	-			
BOD		kg	-	-	-			

環境への取組の自己チェック

	最高	最低	平均
全体	100.0%	37.7%	78.0%

1 事業活動へのインプットに関する項目

項目全体	最高	最低	平均
項目全体	100.0%	20.6%	70.6%
1) 省エネ、新エネ使用の拡大	100.0%	0.0%	42.9%
2) 省資源・グリーン購入	100.0%	0.0%	79.1%
3) 節水、水の効率的利用	100.0%	0.0%	38.2%

2 事業活動からのアウトプットに関する項目

項目全体	最高	最低	平均
項目全体	100.0%	53.2%	87.0%
1) 二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止	100.0%	0.0%	81.1%
2) 化学物質対策	100.0%	0.0%	50.1%
4) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	100.0%	55.8%	88.3%
5) 排出処理	100.0%	0.0%	50.9%
6) 輸送に伴う環境負荷の低減	100.0%	0.0%	89.8%
7) 建築物の建築・解体、開発事業に当たっての環境配慮	100.0%	0.0%	59.3%

3 環境経営システムに関わる項目

項目全体	最高	最低	平均
項目全体	100.0%	0.0%	58.9%
1) 環境保全のための仕組み・体制の整備	100.0%	0.0%	55.0%
2) 環境教育、環境保全活動の推奨等	100.0%	0.0%	56.9%
3) 情報提供、社会貢献、地域の環境保全	-	-	-
4) エコビジネス、技術開発	-	-	-
5) 国際協力および海外事業における配慮	-	-	-
6) 投資・融資における環境配慮	-	-	-

3 環境活動計画

率先実行計画では、各項目毎に具体的な取組例を定めています。(以下の例を参照。取組例の詳細は、率先実行計画本文参照。)

これらの取組項目について、各所属の長(所長。ただし、本庁舎、地方事務所にあっては課長)が責任者、各所属の庶務担当係長が推進員として、所属内での実践を進めることとし、その活動計画を別添の「環境管理プログラム作成表」(様式 G2)により各所

属において整理しています。

(18 ページには、EA21 推進事務局(生活環境部環境政策課)において作成した「環境管理プログラム作成表」です。)

【参考例：率先実行計画9ページから抜粋】

目標：電気使用量を基準年度比10%以上削減します。

【具体的な取組】

- ・ 勤務時間前(執務室は原則8:30点灯)、昼食休憩時の消灯の徹底や廊下やトイレ、給湯室等の不要時・不要場所の消灯に努めます。
- ・ 時間外勤務の縮減に努めることはもちろん、時間外在庁時には、一旦照明を消して、必要箇所だけの点灯とします
- ・ パソコンやプリンターなどのOA機器は休憩時、未使用時の電源オフを徹底するとともに、帰宅時にはプラグを抜いて帰ります。
- ・ コピー機の使用は最小限として、集中管理の徹底により台数を削減します。
- ・ エレベーターの利用を控えます。また、勤務時間外は運転台数を削減します。
- ・ 自動販売機の台数を削減し、設置する場合は省エネルギー型とします。
- ・ 照明設備更新時には、省エネ型インバータ照明を導入します。
- ・ エネルギー多消費施設においては、ESCO事業の実施を検討します。

4 環境活動の取組結果とその評価

長野県では、平成 18 年 11 月から 19 年 1 月までの 3 ヶ月間を、エコアクション 21 の認証登録に必要な「運用実施期間」と位置付け、この間、従来から各所属で実施している率先実行計画の取組を、強化することとしました。

《環境への負荷の自己チェック》

取りまとめの結果は、19 ページのとおりです。

《率先実行計画チェック項目の取組状況》

率先実行計画では、取組状況の進捗管理を

- ・率先実行計画チェックリスト(様式 A)
- ・率先実行計画エネルギー使用量等調査表
(様式 B)
- ・職員率先実行計画是正措置等記録票(様式 C)

により行うこととしています。(各様式は、レポート末尾の率先実行計画本文を参照。)

各所属においては、県の事務事業に伴うエネルギ

ー使用量や日々の取組状況について、毎月評価(監視測定)し、取組状況に目標との乖離があった場合には、是正措置を講じ、その結果を様式 C に記録することとしています。

「率先実行計画チェックリスト」(様式 A)の記録に基づき、各所属の日々の取組の状況を、20 ページ以降の「警察本部率先実行計画チェックリスト(様式 A 集計)」にまとめました。

この「取組状況」では、月における取組を「◎(100%実施)」または「○(概ね 80%以上実施)」と評価した所属の割合が、ほぼ 95%以上となっています。

これは、警察署においては、毎日、署員による庁舎の点検(確認)業務が定められており、この取組の一環で、不要な照明の消灯、節水などにも心掛けています。

「エコアクション21」構築における「環境への負荷の自己チェック」
及び「環境への取組の自己チェック」の取りまとめ結果について

警察本部総務課

環境への負荷の自己チェック

	率先実行計画 削減目標	単位	18年11月	18年12月	19年1月
① 総エネルギー投入量					
購入電力	-10%以上	TJ	19.5	20.6	20.9
化石燃料	-10%以上	TJ	8.9	12.4	10.4
新エネルギー		GJ			
その他		GJ			
③ 水資源投入量					
上水	-10%以上	m ³	7,064.5	9,791.5	6,846.0
地下水	-10%以上	m ³			
④ 温室効果ガス排出量(注:購入電力のCO2排出係数は、0.555kg-CO2/kwhで計算)					
二酸化炭素	-10%以上	t-CO2	2,794.3	3,268.1	9,837.6
⑤ 科学物質排出量・移動量					
大気への排出		kg			
公共用水域への排出		kg			
土壌への排出		kg			
⑦ 廃棄物等総排出量					
再使用		t	1.7	3.2	1.8
再生利用		t	654.1	668.1	651.6
熱回収		t	6.3	5.4	5.4
単純焼却	-10%以上	t	1,335.5	1,345.5	1,338.4
⑧ 廃棄物最終処分量					
		t	510.8	758.8	509.0
⑨ 総排出量					
公共用水域	-10%以上	m ³	569.0	3,054.5	534.5
下水道	-10%以上	m ³	5,024.0	5,554.0	5,112.0
BOD		kg			

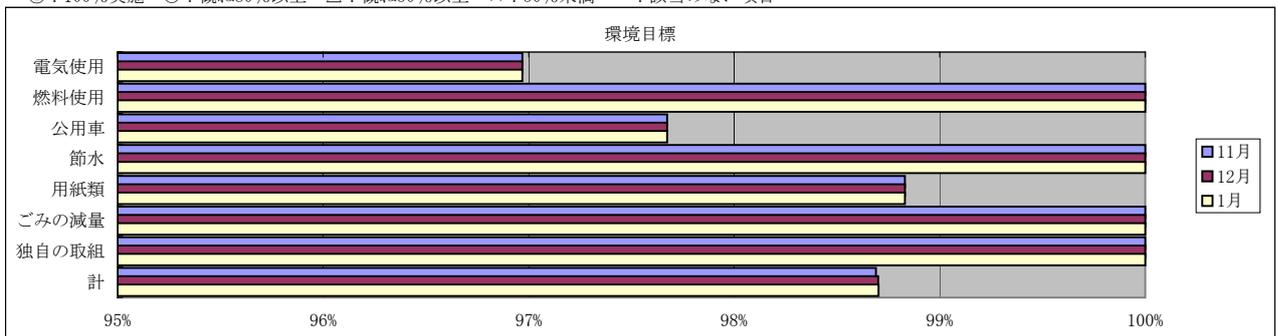
警察本部職員率先実行計画チェックリスト（様式A集計）

環境目標	チェック項目	評価	11月		12月		1月	
			所属数	割合	所属数	割合	所属数	割合
電気使用	執務室の始業時点灯、昼食休憩時の消灯	◎	15	42%	15	42%	16	44%
		○	17	47%	17	47%	16	44%
		△	3	8%	3	8%	3	8%
		×	1	3%	1	3%	1	3%
		計	36	100%	36	100%	36	100%
	時間外在庁時の必要箇所以外の消灯	◎	16	44%	17	47%	19	53%
		○	20	56%	19	53%	17	47%
		△	0	0%	0	0%	0	0%
		×	0	0%	0	0%	0	0%
		計	36	100%	36	100%	36	100%
	昼食休憩時のパソコン等OA機器の電源OFF	◎	2	6%	1	3%	1	3%
		○	9	26%	11	31%	13	37%
		△	23	66%	22	63%	20	57%
		×	1	3%	1	3%	1	3%
		計	35	100%	35	100%	35	100%
	退庁時のパソコン待機電力消費機器のプラグ抜き	◎	2	6%	3	8%	3	8%
		○	11	31%	11	31%	12	33%
		△	20	56%	19	53%	18	50%
		×	3	8%	3	8%	3	8%
		計	36	100%	36	100%	36	100%
	エレベータ利用の自粛、階段の利用	◎	7	64%	7	64%	7	64%
○		3	27%	3	27%	3	27%	
△		1	9%	1	9%	1	9%	
×		0	0%	0	0%	0	0%	
計		11	100%	11	100%	11	100%	
エレベータのボタンを複数押さない	◎	9	82%	9	82%	9	82%	
	○	1	9%	1	9%	1	9%	
	△	1	9%	1	9%	1	9%	
	×	0	0%	0	0%	0	0%	
	計	11	100%	11	100%	11	100%	
省エネルギーの推進	夏季28℃、冬季19℃の温度設定	◎	15	58%	19	63%	19	63%
		○	11	42%	11	37%	10	33%
		△	0	0%	0	0%	1	3%
		×	0	0%	0	0%	0	0%
		計	26	100%	30	100%	30	100%
	夏季のブラインド活用による日射の遮蔽	◎	0	-	0	-	0	-
		○	0	-	0	-	0	-
		△	0	-	0	-	0	-
		×	0	-	0	-	0	-
		計	0	-	0	-	0	-
	サマーエコスタイル(夏季の軽装)の実施	◎	0	-	0	-	0	-
		○	0	-	0	-	0	-
		△	0	-	0	-	0	-
		×	0	-	0	-	0	-
		計	0	-	0	-	0	-
	冬季時間外勤務時のブラインド活用による放熱対策	◎	16	48%	19	56%	19	56%
		○	15	45%	13	38%	13	38%
		△	2	6%	2	6%	2	6%
		×	0	0%	0	0%	0	0%
		計	33	100%	34	100%	34	100%
	冬季の重ね着等の推進	◎	17	50%	22	61%	24	67%
○		17	50%	14	39%	12	33%	
△		0	0%	0	0%	0	0%	
×		0	0%	0	0%	0	0%	
計		34	100%	36	100%	36	100%	
公用車	不要な荷物を降ろし、空気圧を確認	◎	15	42%	16	44%	17	47%
		○	19	53%	17	47%	17	47%
		△	2	6%	3	8%	2	6%
		×	0	0%	0	0%	0	0%
		計	36	100%	36	100%	36	100%
	運転中は頻繁な過減速を止め、安定走行	◎	16	44%	16	44%	16	44%
		○	19	53%	19	53%	19	53%
		△	1	3%	1	3%	1	3%
		×	0	0%	0	0%	0	0%
		計	36	100%	36	100%	36	100%
	停車時にはアイドリングストップの実施	◎	5	14%	4	11%	4	11%
		○	15	43%	17	49%	16	46%
		△	14	40%	13	37%	14	40%
		×	1	3%	1	3%	1	3%
		計	35	100%	35	100%	35	100%
	出張時は公共交通機関の優先利用	◎	3	9%	4	12%	4	12%
		○	16	47%	15	44%	15	44%
		△	13	38%	13	38%	13	38%
		×	2	6%	2	6%	2	6%
		計	34	100%	34	100%	34	100%
	近距離の移動には自転車を利用	◎	5	16%	4	13%	4	13%
○		9	29%	9	29%	10	32%	
△		16	52%	17	55%	16	52%	
×		1	3%	1	3%	1	3%	
計		31	100%	31	100%	31	100%	

警察本部職員率先実行計画チェックリスト（様式A集計）

環境目標	チェック項目	評価	11月		12月		1月		
			所属数	割合	所属数	割合	所属数	割合	
省資源・グリーン購入・ゴミの減量	節水	手洗い・歯磨きの際の水の流しっぱなし禁止	◎	16	44%	20	56%	20	56%
			○	19	53%	15	42%	15	42%
			△	1	3%	1	3%	1	3%
			×	0	0%	0	0%	0	0%
			計	36	100%	36	100%	36	100%
	節水	洗車時はバケツ利用による節水の実施	◎	5	14%	7	20%	9	26%
			○	22	63%	21	60%	19	54%
			△	8	23%	7	20%	7	20%
			×	0	0%	0	0%	0	0%
			計	35	100%	35	100%	35	100%
	用紙類	両面コピー、両面印刷の徹底	◎	11	31%	11	31%	12	33%
			○	17	47%	19	53%	19	53%
△			8	22%	6	17%	5	14%	
×			0	0%	0	0%	0	0%	
計			36	100%	36	100%	36	100%	
プリンター等への裏紙専用トレイの設置		◎	4	15%	4	15%	4	15%	
		○	8	30%	8	30%	8	30%	
		△	13	48%	13	48%	13	48%	
		×	2	7%	2	7%	2	7%	
		計	27	100%	27	100%	27	100%	
会議資料等の適正部数の作成と封筒配布の廃止		◎	15	42%	17	47%	16	44%	
		○	19	53%	17	47%	18	50%	
		△	2	6%	2	6%	2	6%	
		×	0	0%	0	0%	0	0%	
		計	36	100%	36	100%	36	100%	
使用済み封筒の活用	◎	12	33%	11	31%	11	31%		
	○	19	53%	20	56%	20	56%		
	△	5	14%	5	14%	5	14%		
	×	0	0%	0	0%	0	0%		
	計	36	100%	36	100%	36	100%		
FAX送信票等の省略	◎	9	25%	9	25%	9	25%		
	○	19	53%	21	58%	20	56%		
	△	8	22%	6	17%	7	19%		
	×	0	0%	0	0%	0	0%		
	計	36	100%	36	100%	36	100%		
ごみの減量	グリーン購入の推進	◎	15	42%	14	39%	14	39%	
		○	19	53%	20	56%	20	56%	
		△	2	6%	2	6%	2	6%	
		×	0	0%	0	0%	0	0%	
		計	36	100%	36	100%	36	100%	
	使い捨て製品の使用・購入の自粛	◎	9	26%	9	26%	9	26%	
		○	21	62%	21	62%	21	62%	
		△	4	12%	4	12%	4	12%	
		×	0	0%	0	0%	0	0%	
		計	34	100%	34	100%	34	100%	
	ノーレジ袋の実践(マイバッグの持参)	◎	2	17%	3	25%	3	25%	
		○	4	33%	4	33%	4	33%	
		△	6	50%	5	42%	5	42%	
		×	0	0%	0	0%	0	0%	
		計	12	100%	12	100%	12	100%	
リサイクルボックス等の設置による分別収集	◎	17	53%	16	50%	16	50%		
	○	13	41%	14	44%	13	41%		
	△	2	6%	2	6%	3	9%		
	×	0	0%	0	0%	0	0%		
	計	32	100%	32	100%	32	100%		
不要文書等用紙の廃棄時の分別の徹底	◎	14	42%	16	48%	18	55%		
	○	16	48%	13	39%	12	36%		
	△	3	9%	4	12%	3	9%		
	×	0	0%	0	0%	0	0%		
	計	33	100%	33	100%	33	100%		
秘密文書の溶解処理の推進	◎	7	39%	7	39%	8	42%		
	○	9	50%	9	50%	9	47%		
	△	2	11%	2	11%	2	11%		
	×	0	0%	0	0%	0	0%		
	計	18	100%	18	100%	19	100%		
その他	独自 の取組	ミスコピー紙裏面の再利用	◎	1	100%	1	100%	1	100%
			○	0	0%	0	0%	0	0%
			△	0	0%	0	0%	0	0%
			×	0	0%	0	0%	0	0%
			計	1	100%	1	100%	1	100%
	独自 の取組	当直庁舎巡視時の消し忘れ灯火の点検	◎	0	0%	0	0%	0	0%
			○	1	100%	1	100%	1	100%
			△	0	0%	0	0%	0	0%
			×	0	0%	0	0%	0	0%
計			1	100%	1	100%	1	100%	
独自 の取組	節電・節約(コソコソ運動)の推進	◎	0	0%	0	0%	0	0%	
		○	1	100%	1	100%	1	100%	
		△	0	0%	0	0%	0	0%	
		×	0	0%	0	0%	0	0%	
		計	1	100%	1	100%	1	100%	
計	◎	280	33%	301	36%	312	37%		
	○	389	46%	381	45%	374	44%		
	△	160	19%	154	18%	151	18%		
	×	11	1%	11	1%	11	1%		
	計	840	100%	847	100%	848	100%		

◎：100%実施 ○：概ね80%以上 △：概ね50%以上 ×：50%未満 -：該当のない項目



5 グリーン購入の推進

《趣旨》

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組む必要があります。その取組みのひとつとして、物品や役務(以下「物品等」という。)を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達するグリーン購入があります。

長野県では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号。)」に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての県が率先してグリーン購入を推進するため、平成17年9月に全ての県機関を対象とした「長野県グリーン購入推進方針」を策定しました。

《対象品目》

18分野・236品目を対象としています。(23ページ以降参照)

調達品目は、国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)及び県生活環境部廃棄物対策課が所掌する「信州リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づき決定しています。

《調達実績》

各所属での調達実績は、半期ごとに環境政策課で取りまとめています。

平成16年度、17年度及び平成18年度上半期の調達実績は、27ページのとおりで、本部における、制服・作業服や印刷(役務)に係る調達割合が、目標値を下回っています。

これは、業務上、特殊な素材の制服・作業服や印刷物を調達する必要があったためです。

(方針別表 分野・品目一覧)

分野	調達目標	品目	分野	調達目標	品目						
紙類 (8品目)	95%	コピー用紙(カラーコピー用紙を除く)	照明 (3品目)	95%	蛍光灯照明器具						
		フォーム用紙			蛍光ランプ(直管型:大きき40形蛍光ランプ)						
		インクジェットカラープリンター用塗工紙			電球形状のランプ						
		文具類 (79品目)	95%	(詳細は文具一覧参照)	自動車 (5品目)	95%	自動車				
				機器類 (10品目)			95%	いす	ETC対応車載器		
					机				カーナビゲーションシステム		
									棚	一般公用車用タイヤ	
収納用什器(棚以外)	2サイクルエンジン油										
ローパーティション	消火器 設定せず	95%	消火器								
コートハンガー				制服・作業服 (2品目)	95%	制服					
傘立て	インテリア ・寝装 (9品目)	設定 せず	カーテン								
掲示板				タフテッドカーペット							
黒板				タイルカーペット							
ホワイトボード				織じゅうたん							
OA機器 (13品目)				95%	コピー機	作業手袋 設定せず	95%	作業手袋			
					複合機				その他 繊維製品 (3品目)	設定 せず	集会用テント
					拡張性のあるデジタルコピー機						
					プリンタ	防球ネット					
					プリンタ/ファクシミリ兼用機	設備 (4品目)	設定 せず	太陽光発電システム			
	ファクシミリ	太陽熱利用システム									
	スキャナ	公共工事 (58品目)	設定 せず		燃料電池						
	磁気ディスク装置					生ゴミ処理機					
	ディスプレイ						資材(47)				
	シュレッダー							建設機械(2)			
	デジタル印刷機	工法(6)									
	記録用メディア		目的物(3)								
	一次電池又は小型充電式電池				役割 (7品目)	設定 せず	95%		省エネルギー診断		
家電製品 (4品目)	設定 せず			電気冷蔵庫				印刷			
		電気冷凍庫									
		電気冷蔵冷凍庫									
		電気便座									
エアコン ディショ ナー等 (3品目)	設定 せず	エアコンディショナー	設定 せず	食堂							
		ガスヒートポンプ式冷暖房機			自動車専用タイヤ更生						
		ストーブ			自動車整備						
温水器等 (4品目)	設定 せず	電気給湯器	長野県独自 (22品目)	設定 せず	信州リサイクル製品認定制度により認定された資材・製品(詳細は認定製品一覧参照)						
		ガス温水機器									
		石油温水機器									
		ガス調理機器									
合計				18分野							
				236品目							

シャープペンシル	はさみ	ファイル
シャープペンシル替芯	マグネット(玉)	バインダー
ボールペン	マグネット(バー)	ファイリング用品
マーキングペン	テープカッター	アルバム
鉛筆	パンチ(手動)	つづりひも
スタンプ台	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	カードケース
朱肉	紙めくりクリーム	事務用封筒(紙製)
印章セット	鉛筆削り(手動)	窓付き封筒(紙製)
印箱	OAクリーナー(ウェットタイプ)	けい紙
公印	OAクリーナー(液タイプ)	起案用紙
ゴム印	ダストブロワー	ノート
回転ゴム印	レターケース	タックラベル
定規	メディアケース(FD・CD・MO用)	インデックス
トレー	マウスパッド	パンチラベル
消しゴム	OAフィルター(枠あり)	付箋紙
ステープラー	丸刃式紙裁断機	付箋フィルム
ステープラー針リムーバー	カッターナイフ	黒板拭き
連射式クリップ(本体)	カッティングマット	ホワイトボード用レーザー
事務用修正具(テープ)	デスクマット	額縁
事務用修正具(液状)	OHPフィルム	ごみ箱
クラフトテープ	絵筆	リサイクルボックス
粘着テープ(布粘着)	絵の具	缶・ボトルつぶし機
両面粘着紙テープ	墨汁	机上用名札
製本テープ	のり(澱粉のり)	名札(衣服取付型・首下げ型)
ブックスタンド	のり(液状)	鍵かけ
ペンスタンド	のり(固形)	79品目
クリップケース	のり(テープ)	

<資材>

(47品目)

建設汚泥から再生した処理土	エコセメント	単板積層材
土工用水砕スラグ	透水性コンクリート	パーティクルボード
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	繊維板
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	下塗用塗料(重防食)	木質系セメント板
地盤改良用製鋼スラグ	低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	ビニル系床材
再生加熱アスファルト混合物	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	断熱材
再生骨材等	再生材料を用いた舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート製品)	照明制御システム
高炉スラグ骨材	再生材料を用いた砂防シート(吸出防止材)	変圧器
フェロニッケルスラグ骨材	パークたい肥	吸収冷温水器
銅スラグ骨材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	氷蓄熱式空調機器
電気炉酸化スラグ骨材	環境配慮型道路証明	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	陶磁器質タイル	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
鉄鋼スラグ混入路盤材	断熱サッシ・ドア	自動水栓
間伐材	製材	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
高炉セメント	集成材	水洗式大便器
フライアッシュセメント	合板	

<建設機械>

(2品目)

排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
-------------	----------	--

<工法>

(6品目)

低品質土有効利用工法	コンクリート塊再生処理工法	路上再生路盤工法
建設汚泥再生処理工法	路上表層再生工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法

<目的物>

(3品目)

排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化
-------	-------	------

(方針別表補足 信州リサイクル製品認定制度認定製品一覧)

番号	種類区分	品目	製品名	製造者
1	製品	廃木材を利用した木製品	プランターカバー	長野森林組合
2	製品	断熱材	エコファイバー	エコトピア飯田(株)
3	製品	ガラス製品version1.0	NEXTONE- α	(株)長野再資源化研究所
4	資材	再生路盤材	RC40	飯田生コン(株)
5	資材	再生路盤材	再生コンクリート砕石 RC40~0	(株)塩入建材
6	資材	再生路盤材	A-RC40	しなのアスコン(株)
7	資材	再生路盤材	再生砕石RC40-0	(株)フロンティア・スピリット
8	資材	再生路盤材	再生砕石 RC-40ミックス	南重建設(株)
9	資材	コンクリート二次製品	PLガッターG	(株)高見沢
10	資材	コンクリート二次製品	歩車道境界ブロックG	(株)高見沢
11	資材	コンクリート二次製品	テラフィックスG	(株)高見沢
12	資材	コンクリート二次製品	スノーガッターG	(株)高見沢
13	資材	コンクリート二次製品	プレストーンG	(株)高見沢
14	製品	木質ボード	TSボード	竹村工業(株)
15	資材	再・未利用木材利用資材	NEWood	北信土建(株)
16	製品	廃木材を利用した製品	エコバリ	安藤建設(株)
17	製品	木質堆肥	ふるさとバーク	(有)源次商店
18	資材	再生路盤材	再生砕石(RC-40)	(株)井口建材
19	資材	弾性舗装用ブロック	リクターマット	(株)小宮山土木
20	資材	再生路盤材	再生砕石(RC40-0)	長埴石産(株)
21	資材	再生路盤材	TM-40	高沢産業(株)
22	資材	再生路盤材	再生砕石RC40~0	(株)竹原重建

県機関における環境配慮物品等の調達(グリーン購入)実績の取りまとめ結果

購入割合の目標値 ～平成16年度:90%以上
平成17年度～:95%以上

知事部局

分野別	知事部局計			本庁舎(教育委員会事務局除く)			現地機関(合庁除く)			合同庁舎		
	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期
紙類	99.0%	97.8%	98.2%	100%	100%	100%	98.6%	92.5%	92.4%	98.8%	97.9%	99.0%
文具類	94.7%	95.6%	96.3%	98.6%	99.2%	99.1%	88.3%	90.1%	91.9%	95.6%	97.7%	98.8%
機器類	95.6%	97.9%	99.1%	100%	100.0%	93.5%	91.0%	97.0%	99.7%	91.9%	96.9%	100%
OA機器類	97.7%	98.4%	97.9%	100%	100.0%	99.9%	87.1%	92.0%	91.3%	99.6%	97.9%	93.4%
照明	87.4%	83.4%	71.1%	100%	89.7%	41.8%	90.1%	81.5%	80.8%	75.7%	89.7%	99.8%
自動車	98.7%	99.9%	98.0%	98.8%	100.0%	100%	87.2%	67.1%	85.9%	100%	93.8%	93.4%
制服・作業服	84.1%	75.5%	76.0%	100%	100%	77.7%	43.5%	59.8%	68.6%	95.3%	97.4%	98.2%
印刷(役務)	94.9%	87.3%	88.4%	97.8%	89.5%	93.8%	78.7%	65.8%	78.0%	99.1%	97.0%	89.8%
合計	95.6%	99.5%	94.0%	98.8%	99.9%	97.1%	87.6%	80.5%	86.1%	97.8%	97.3%	97.2%

- * 上記数値は、全購入金額のうち環境配慮型製品購入(グリーン購入)金額の割合を表しています。
- * 網掛けは、目標値以下をさします。空欄は、グリーン購入対象品目の購入実績がありません。
- * 現地機関には、教育委員会事務局の現地機関・地方事務所・合庁内の現地機関を除く全ての現地機関が含まれます。

教育委員会事務局

分野別	教育委員会事務局計			本庁舎			現地機関(合庁含む・学校除く)			県立学校		
	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期
紙類	92.8%	94.1%	99.6%	87.0%	92.4%	100%	85.9%	87.1%	77.4%	93.0%	94.4%	99.7%
文具類	94.2%	94.8%	60.5%	96.5%	98.0%	99.7%	97.6%	98.6%	98.6%	93.8%	94.5%	60.0%
機器類	98.9%	97.4%	91.6%		100%		64.3%	100%	100%	99.4%	97.4%	91.2%
OA機器類	92.7%	94.7%	93.1%	100%	100%	100%	98.7%	99.2%	99.6%	89.4%	92.7%	92.8%
照明	86.5%	84.4%	98.9%				95.9%	86.3%	100%	85.6%	84.3%	98.9%
自動車	99.6%	8.6%	94.1%			100%		100.0%	100%	99.6%	7.2%	79.7%
制服・作業服	62.4%	65.1%	72.5%				100%	94.1%	100%	61.4%	64.6%	71.4%
印刷(役務)	84.8%	86.8%	33.4%	95.1%	92.4%	100%	100%	97.7%	100%	81.1%	83.3%	32.0%
合計	93.1%	90.4%	76.8%	95.5%	93.0%	100.0%	96.7%	98.0%	98.5%	92.7%	89.2%	76.3%

- * 上記数値は、全購入金額のうち環境配慮型製品購入(グリーン購入)金額の割合を表しています。
- * 網掛けは、目標値以下をさします。空欄は、グリーン購入対象品目の購入実績がありません。

警察本部

分野別	警察計			本部			警察署		
	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期	16年度	17年度	18年度 上半期
紙類	99.0%	99.6%	100%	100%	100%	100%	98.7%	99.4%	100%
文具類	95.9%	96.5%	98.2%	96.6%	97.8%	100%	95.7%	96.1%	97.0%
機器類	98.3%	98.6%	99.3%	100%	100%	100%	98.0%	97.9%	98.9%
OA機器類	99.7%	99.8%	100%	100%	100%	100%	99.1%	99.5%	100%
照明	99.3%	99.6%	94.2%	100%		100%	99.3%	99.6%	93.6%
自動車	100%	100%	100%	100%	100%	100%			100%
制服・作業服	100%	10.7%	9.4%	100%	10.7%	9.4%			100%
印刷(役務)	43.8%	59.4%	24.4%	41.5%	57.2%	23.3%	100%	100%	100%
合計	93.4%	45.2%	49.2%	90.6%	32.8%	40.4%	97.7%	98.2%	99.1%

- * 上記数値は、全購入金額のうち環境配慮型製品購入(グリーン購入)金額の割合を表しています。
- * 網掛けは、目標値以下をさします。空欄は、グリーン購入対象品目の購入実績がありません。

第2節 環境基本計画に基づく施策(環境施策)の推進、公共事業における環境負荷の低減等

1 環境目標、環境活動計画

警察本部グループにおいては、平成 18 年度、3 項目の環境基本計画に基づく施策(環境施策)に係る環境目標を別紙 1 のとおり設定し、取組を進めています。

これらの環境目標については、当面、本庁舎においてこれらの目標を所管する課において、その進捗を管理することとし、目標担当課においては、「日常業務における省資源・省エネルギーの実践」と同様、目標毎の環境活動計画を「環境管理プログラム作成表」(様式 G2)により整理しています。

2 取組結果とその評価

これらの環境目標については、毎事業年度終了後、その達成状況を評価(監視測定)しています。

平成 17 年度の環境目標についての監視測定結果は、別紙 2 のとおりです。

3 目標と実績との間に著しい乖離があった事例

平成 17 年度の環境目標についての監視測定の結果、警察本部グループにおいては、「目標と実績に著しい乖離がある」ものはありませんでした。

環境管理システム 環境方針・環境目的一覧表

環境方針 区 分	環境目的
1 自然と人とが共に生きる郷土	1 原始的な自然から、身近にある雑木林や水辺まで、本県における多様な自然環境を、地域の特性に応じて体系的に保護・保全します。
	2 野生動植物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。
	3 施設の整備、人材の育成、機会の創出を進め、県民一人ひとりが信州の豊かな自然とふれあえるようにします。
2 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土	1 水、大気、土壌及び騒音について環境基準の達成・維持を図り、良好な環境を実現します。
	2 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の実態を的確に把握するとともに、化学物質の適正な管理及び排出抑制を図り、県民が健康で安心して暮らせる郷土を築きます。
	3 上流県として、水源地域の保全を一層進め、安全でおいしい水を確保するとともに、水源のかん養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ります。
	4 県民、事業者、行政が適切な役割分担と相互協力の下、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、リサイクルを推進するとともに適正処理を行い、天然資源の消費を抑制し、環境への影響ができる限り低減される循環型社会の形成をめざします。
	5 廃棄物の適正処理を推進するとともに、不法投棄の防止を図ります。県民総参加で空き缶、たばこなどの投げ捨てのない美しい環境をつくります。
	6 廃棄物の広域的な処理体制の整備を促進するとともに、安全で信頼性の高い処理施設を整備します。
	7 未利用エネルギーやクリーンな新エネルギーの開発、活用を促進するとともに、エネルギーの効率的利用を進め、省エネルギー型社会を実現します。
	8 農林業、建設業、製造業、流通・サービス業などあらゆる産業分野における環境への配慮を促進します。
3 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土	1 自然を身近に感じ、信州らしさのある快適な生活ができるようにするための基盤をつくります。
	2 都市や農山村相互が水辺と緑で結ばれ、豊かなふれあいができるうるおいとやすらぎのある快適な生活空間を創造します。
	3 雄大で緑豊かな山河がつくりだす本県特有の自然と調和のとれた、美しい景観を形成します。 ふるさとの原風景である心なごむ農山村景観を保全し、創造します。 長い歳月を経て培われてきた歴史的・文化的景観を保全し、継承します。
4 自然を通じた豊かな交流が広がる郷土	1 国民的財産である美しく豊かな本県の自然を通じた、都市と農山村、上流域と下流域など、人々の多様な交流を進めます。
5 世界へ発信する環境共生県NAGANO	1 地球環境問題に地域の視点から積極的に対応するとともに、環境に関する人材交流を進めることなどにより、地球的規模での環境保全に努めます。 環境保全に関するNAGANOの取組を国内・国外へ情報発信します。
6 すべてのものの参加と連携による取組	1 県民、事業者、行政などすべてのものが、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、環境学習に取り組める仕組みをつくります。
	2 環境に関して役割を分担する県民、事業者、行政がパートナーシップを築くことにより、相互に連携しながら、環境の保全に取り組みます。 地域における県民、事業者の自主的な取組を促進します。
7 共通する基盤的施策	1 環境影響評価等を推進します。
	2 規制措置の活用をします。
	3 経済的措置の活用をします。
	4 調査研究を推進します。
	5 監視等の体制を充実します。
	6 環境情報の整備と提供をします。
	7 公害防止体制の整備をします。

【別紙1】エコアクション21環境目標一覧(18年度環境施策関係)(1/1)

環境方針	環境目的	整理番号	環境目標	担当課
2	5	104	無許可処理業や不法投棄など悪質行為の撲滅を図ります。	警察本部
2	7	118	社会全体として誰でも利用できる調和のとれた総合的な交通体系整備のため、光ビーコンの設置を推進します。	警察本部
2	7	118-1	信号機の電灯を省エネルギー効果の高いLED(発光ダイオード)に切り替えていきます。	警察本部

【別紙2】「エコアクション21」H17監視測定結果一覧(環境施策関係)(1/1)

環境方針	環境目的	整理番号	環境目標	実績 (目的・目標の達成状況)	乖離 有り	担当課
2	5	104	無許可処理業や不法投棄など悪質行為の撲滅を図ります。	廃棄物処理法違反の検挙件数(H17年度 102件/113人)		警察本部
2	7	118	社会全体として誰でも利用できる調和のとれた総合的な交通体系整備のため、光ビーコンの設置を推進します。	光ビーコンの設置数 H16:183箇所 → H17:187箇所		警察本部
2	7	118-1	信号機の電灯を省エネルギー効果の高いLED(発光ダイオード)に切り替えていきます。	1,256灯(車灯607、歩灯472、矢印 177) (全部灯器860 一部灯器 396)		警察本部

第3節 内部環境監査による取組の自己点検

1 内部環境監査実施の意義

「内部環境監査」については、環境省の「エコアクション21～環境経営システム・環境活動レポートガイドライン～」の推奨事項として、「取組状況の確認・評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に1回以上、環境経営システムガイドラインの全体の状況を内部監査します」と明記しています。

長野県としては、この内部環境監査を、「本県の実施する事務・事業が、エコアクション21の規格に基づき構築・運用している本県の環境マネジメントシステムに沿って、適切に実施しているか否かを、自らチェックする重要な取組」として、率先して採り入れています。

2 警察本部での内部環境監査実施方法

警察本部の業務においては、捜査上の情報管理等の問題もあり、内部環境監査を実施するに当たっても、慎重に対応することが求められます。

今回は、警察本部の事務局である警務部総務課企画調整室を警察機関の代表として被監査課(所)に選定し、EA21推進事務局(環境政策課)の職員が内部環境監査を実施しました。

3 内部環境監査の実施結果

(監査期日)

平成19年2月21日(水)

(監査箇所)

警察本部及び現地機関(警察署)

企画調整室が取りまとめた書類を監査

(監査項目(主なもの))

- (1) 運用実施期間(11月～1月)における、率先実行計画の取組状況の確認
- (2) 一連の書類整備状況
環境への負荷の自己チェック、環境への取組の自己チェック、環境目標、環境活動計画、研修等の記録等
- (3) 所属内での実地確認
「長野県職員率先実行計画」の取組状況
例) 昼食時の消灯、帰宅時にパソコンプラグを抜く、両面コピーの徹底、片面使用済用紙の再利用、ゴミの分別等
- (4) 環境施策に係る環境目標について

(判定結果)

以下のとおりです。

【優良】

- ・エコアクション21に基づく取組項目や必要な記録について、所属毎に類型化して整理しており、作業の効率化に努めている。

【指導】

- ・環境方針の周知について、警察職員以外の職員への周知についても徹底が必要。
- ・警察署においては、廃棄物の処理を、単価契約(処理量に関わらず、委託料は定額)としているところが多く、月毎の廃棄物排出量を把握するのが困難とのことだが、次回の契約締結時に排出量の把握について、委託業者と調整が必要。
- ・警察本部全体での内部環境監査の実施方法について、検討が必要。

第6章 地域における環境配慮の取組の推進

長野県では、県内事業者等が環境マネジメントシステムを活用する等、地域における環境配慮の取組を推進するための普及啓発に努めるとともに、ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムの認証登録を受けた事業者に対して、様々な優遇措置を講じています。

1 エコアクション21普及啓発セミナー

今日、企業の社会的責任に対する関心の高まりや、地球温暖化、環境保全等の諸問題に対応するため、事業者はその規模の大小や業種を問わず、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが求められています。

そこで、この取組を進めための有効なツール(道具)としての、ISO14001 やエコアクション 21 といった環境管理システムの導入に向けた研修会を開催することにより、県内事業者や自治体等の環境保全

活動を支援しています。(担当:生活環境部環境政策課)

平成 18 年 11 月末現在、長野県内のエコアクション 21 登録事業所数は 62 件ですが、このうち 46 事業所(約 75%)がこのセミナーを受講しています。

また、1 万事業所当たりの都道府県別登録件数を比較してみると、長野県は、全国で 3 番目となり、セミナー開催の効果が着実に現れています。

《近隣都県のエコアクション 21 登録事業所数と普及啓発事業の実施状況》

都県名	件数 (H18.11 末)	都道府県別 順位	企業数 (H16)	1 万事業所 当たりの 登録件数	都道府県別 順位	普及啓発 実施状況
栃木県	32	11	73,030	4.38	7	○
群馬県	34	10	80,130	4.24	8	×
埼玉県	30	12	179,838	1.67	28	×
千葉県	22	18	136,370	1.61	31	×
東京都	100	1	509,751	1.96	22	×
神奈川県	94	5	206,950	4.54	6	○
新潟県	27	16	97,284	2.78	14	×
富山県	8	30	44,225	1.81	25	×
石川県	95	4	50,738	18.72	1	○
福井県	14	21	36,626	3.82	9	×
山梨県	3	42	38,071	0.79	42	×
長野県	62	6	88,606	7.00	3	○
岐阜県	13	23	87,918	1.48	33	×
静岡県	96	3	146,851	6.54	4	○

【出典】エコアクション21中央事務局ホームページ、環境政策課聞取調査

2 ものづくり産業応援助成金

企業が県内に工場等を新增設し、操業開始後 2 年以内に ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得をした場合、建物・機械設備取得額の 10%(3 億円限度)を助成しています。(担当:商工部ビジネス誘発課)

これまでに、21 社(県内事業者 12 社、県外事業者 9 社)が、この助成金の認定を受けています。(認定企業の詳細は次ページ以降参照)

なお、平成 19 年度からは、助成金の上限が 10 億円に引き上げられる予定です。

ものづくり産業応援助成金の認定状況について

商工部ビジネス誘発課

平成 17 年度(11件)

区分	認定事業者 (認定日)	事業者 所在地	認定した事業内容 (事業の実施場所)	建物等の取得予定額 (新規常勤雇用者予定数)
1	中京荷役株式会社 (H17.4.28)	愛知県 名古屋市	プラスチックリサイクル工場の新設 (飯山市長嶺工業団地)	17 億 7,800 万円 (50 人)
2	内堀醸造株式会社 (H17.6.13)	岐阜県 八百津町	食酢醸造工場の新設 (飯島町久根平工業団地)	31 億円 (15 人)
3	石川島芝浦機械 株式会社 (H17.7.28)	東京都中野 区(松本市に 主力工場)	ディーゼルエンジン部品加工工場の増 設(朝日村農村工業団地)	22 億 9,200 万円 (23 人)
4	京セラ株式会社 (H17.8.30)	京都府 京都市	切削工具、太陽電池モジュール製造のた めの増設(長野岡谷工場)	23 億 3,520 万円 (11 人)
5	株式会社コニカミ ルタサプライズ (H17.9.22)	山梨県 甲府市	事務機器用トナー製造工場の新設 (辰野町工場跡地)	68 億 7,000 万円 (31 人)
6	日置電機株式会社 (H17.10.17)	上田市	自動試験装置製造工場の増設 (本社工場敷地内)	24 億 5,000 万円 (12 人)
7	株式会社鈴木 (H17.12.5)	須坂市	電子部品製造工場の増設 (日滝原産業団地)	38 億円 (13 人)
8	石川島汎用機械 株式会社 (H18.1.11)	辰野町	自動車用過給機部品製造工場の増設 (辰野町新町工業団地)	16 億円 (10 人)
9	NEC ライティング 株式会社 (H18.2.7)	東京都 品川区	産業用蛍光ランプ製造設備の増設 (伊那工場)	39 億円 (10 人)
10	新光電気工業 株式会社 (H18.3.15)	長野市	プラスチック積層パッケージ製造工場の 増設(若穂工場敷地内)	63 億 6,900 万円 (21 人)
11	株式会社 NTN 上伊那製作所 (H18.3.30)	箕輪町	ベアリングの部品製造工場の新設 (箕輪町南原工業団地)	69 億 4,800 万円 (40 人)
計 11 社		県内事業者 5 社・県外事業者 6 社		414 億 4,220 万円 (236 人)

平成 18 年度(10 件)

区分	認定事業者 (認定日)	事業者 所在地	認定した事業内容 (事業の実施場所)	建物等の取得予定額 (新規常勤雇用者予定数)
1	信越富士通 株式会社 (H18.5.15)	信濃町	プリント基板穴あけ加工工場の増設 (信濃町本社工場)	20 億 273 万円 (15 人)
2	ホクト株式会社 (H18.5.18)	長野市	エリンギ製造工場の新設 (長野市赤沼)	25 億円 (110 人)
3	不二越機械工業 株式会社(H18.7.6)	長野市	半導体加工装置製造工場の新設 (長野市松代)	13 億 9,880 万円 (10 人)
4	帝国ピストンリング 株式会社(H18.7.6)	東京都	ピストンリング製造工場の増設 (岡谷市神明町)	29 億 360 万円 (15 人)
5	株式会社リョウワ (H18.11.29)	茅野市	プリント基板製造工場の増設 (茅野市)	12 億 5,700 万円 (25 人)
6	日本電産サンキョー 株式会社 (H18.11.29)	下諏訪町	液晶ガラス基盤搬送用ロボット製造 工場の増設(伊那工場)	12 億 8,401 万 3 千円 (11 人)
7	株式会社サイバック コーポレーション (H18.11.29)	塩尻市	自動車用機能部品開発・プレス加工 工場の増設(塩尻市)	13 億 2,000 万円 (10 人)
8	エア・ウォーター 株式会社 (H18.12.21)	札幌市	総合開発研究所の新設(医療用機器 等の開発)(松本市梓川)	18 億 7,700 万円 (35 人)
9	トヨセット株式会社 (H19.2.13)	愛知県	オフィス用スチール家具製造工場の 新設(駒ヶ根市)	45 億 8,357 万円 (100 人)
10	株式会社コヤマ (H19.2.13)	長野市	自動車用シリンダーブロック・油圧製 品の鑄造工場の増設(長野市)	38 億 1,000 万円 (10 人)
計 10 社		県内事業者 7 社・県外事業者 3 社		229 億 3,671 万円 (341 人)

合計 21 社	県内事業者 12 社・県外事業者 9 社	643 億 7,891 万円 (577 人)
---------	----------------------	---------------------------

3 入札参加資格での加点(「新客観点数」の採用)

平成 17・18 年度の入札参加資格を付与するに当たり、全国一律の経営事項審査における総合評点の他に、工事成績、技術力、経営意欲及び地域貢献等を独自に評価する「新客観点数」を採用しました。(担当:土木部土木政策課)

この制度では、「ISO14001」や「エコアクション 21 (エコアクションながの)」の認証登録を受けた事業者

に対し、加点がされており(ISO14001:10 点、エコアクション 21:5 点)、この結果、167 者がよりランクの高い入札参加資格を得ることができました。(詳細は次ページ以降参照)

なお、平成 19・20 年度の入札参加資格においては、エコアクション 21 認証登録に係る加点点数が 10 点に引き上げられる予定です。

長野県独自の「新客観点数」を活用し、

意欲ある入札参加者の受注機会を拡大します！

～平成 17・18 年度長野県建設工事等入札参加資格総合点数の付与～

公共工事の適切な発注・施工を行うため、建設業者に対して 2 年に 1 回、申請に基づく資格総合点数を付与し、各々の工事を発注する際の基準にしています。

長野県では、全国一律の経営事項審査における総合評点では反映されない、工事成績、技術力、経営意欲及び地域貢献を独自に評価し「新客観点数」として加算した資格総合点数により平成 17・18 年度の入札参加資格（有効期間：平成 17 年 5 月 1 日～平成 19 年 4 月 30 日）を付与します。

さらに、新客観点数を活用し、意欲ある企業には、より規模の大きい工事に入札参加できるよう受注機会の拡大を行います。

「新客観点数」 長野県独自の評価ポイント

全国一律の経営事項審査における総合評点では、

- ・ いい工事をして受注に反映されない。
- ・ 社員が技術力を高めるために、各種の民間資格等を取得しても評価されない。
- ・ 直営施工をするために、借入金により重機を所有すると点数が下がってしまう。
- ・ 地域のために、除雪業務や緊急工事等を請け負ってもメリットがない。

など不都合や不満がありました。



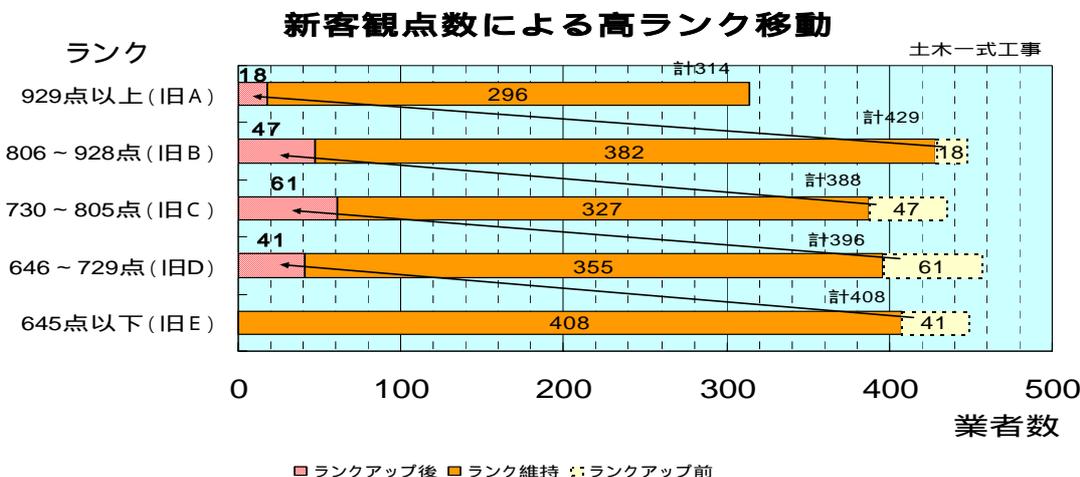
そこで、長野県では、技術力に優れ、地域社会に貢献する企業を評価できるような下記の独自の評価ポイントを「新客観点数」に盛り込んで入札参加資格を付与します。

- 1 工事成績：工事成績が優良な事業者に対するインセンティブの強化
- 2 民間資格等：コンクリート技士、地質調査技士、測量士等の経営事項審査に反映されない 69 種の民間資格等に対し加点。
- 3 新分野進出：過去 3 年間にリサイクル材の活用、デイサービス事業の経営、きのこ栽培などで「新建設産業モデル事業の表彰」を受けている 40 社に対し加点。
- 4 地域貢献：「災害協定への参加」、「除雪業務の受託者」に加えて、県民の生命財産を守るために緊急に工事を実施していただく「土木工事小規模補修工事の登録者」に対し加点。
- 5 認証取得：「ISO」に加えて、「エコアクションなごの」や「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」など環境保全に取り組んでいる事業者に対し加点。

下線部は、長野県独自の評価ポイント

167 者がよりランクの高い入札参加資格を得られました。

申告に基づく新客観点数を加点することで、経営事項審査のみで評価する場合に比べ、土木一式工事では合計 167 者がランクアップします。



具体的なランクアップの事例

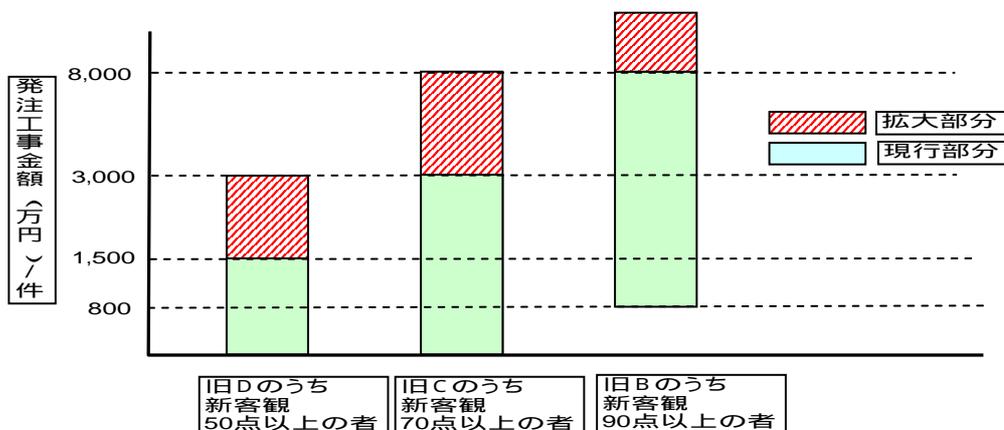
	経営事項審査	新客観点数	合計	ランクアップ	新客観点数による主な加点内容
A社	825	113	938	旧B 旧A	工事成績23点、民間資格30点、地域貢献5点など
B社	732	100	832	旧C 旧B	直営能力20点、民間資格30点、災害協定30点など
C社	716	107	823	旧C 旧B	工事成績35点、表彰歴20点、ISO20点など

より大きな工事の入札に参加できるようになります。

全国初!

新客観点数が高い、意欲ある企業には、土木一式工事の発注件数の1～2割を目安に、受注可能金額の上限をアップして入札参加機会を拡大します。

一件あたりの発注工事金額と新客観点数



各ランクの概ね上位2割の者を対象としました。

経営戦略局 公共事業改革チーム
 担当:堀内 秀・油井 均
 電話:026-235-7027(直通)
 026-232-0111(内線 3569)
 FAX:026-232-2637
 E-mail:kokyojigyo@pref.nagano.jp

土木部 監理課技術管理室
 担当:戸田明宏・荒井陽二・東良義文
 電話:026-235-7313(直通)
 026-232-0111(内線 3348)
 FAX:026-235-7482
 E-mail:gijukan@pref.nagano.jp

平成17・18年度建設工事における資格総合点数別発注標準

資格総合点数の区分方法

- 1 建設工事の種類ごとの各資格総合点数の発注標準は、下表に掲げる工事金額とします。
- 2 この場合の工事金額は請負工事設計金額とします。
- 3 下表は入札参加資格者の標準的な区分であり、工事の案件ごとに具体的な参加要件を定めます。

土木一式

区 分		1,500万円 以上	800万円～ 8,000万円 未満	3,000万円 未満	1,500万円 未満	800万円 未満
H17・18年度	点 数	929以上	928～806	805～730	729～646	645以下
	旧ランク	A	B	C	D	E

建築一式

区 分		2,000万円 以上	900万円～ 9,000万円 未満	4,500万円 未満	2,000万円 未満	900万円 未満
H17・18年度	点 数	892以上	891～804	803～733	732～666	665以下
	旧ランク	A	B	C	D	E

ほ装工事

区 分		全工事	3,500万円 未満	500万円 未満
H17・18年度	点 数	910以上	909～838	837以下
	旧ランク	A	B	C

電気・電気通信工事

区 分		200万円 以上	2,000万円 未満	600万円 未満
H17・18年度	点 数	779以上	778～696	695以下
	旧ランク	A	B	C

管・その他工事

区 分		200万円 以上	3,000万円 未満	700万円 未満
H17・18年度	点 数	874以上	873～782	781以下
	旧ランク	A	B	C

4 事業税の不均一課税(信州に安全・安心・安定をもたらす県民応援減税)

平成 18 年度から、創業、雇用、福祉、環境等に関し信州に安全・安心・安定をもたらす取組を積極的に行う県民を応援するための減税を実施しています。
(担当:総務部税務課)

環境に配慮した取組を応援する項目では、資本金 1,000 万円以下の中小法人又は個人で、

「ISO14001」または「エコアクション 21」の認証登録を受けた事業者に対し、事業税の 1/2 を減税(登録年度のみ、10 万円限度)することとしています。

これまでに、14 件について減税が適用されています。

《適用実績(平成 19 年 1 月末現在)》

	適用件数	減税額 ^(※)
ISO14001	10 件	897,000 円
エコアクション 21	4 件	367,000 円
計	14 件	1,264,000 円

※)不均一課税により課税が免除された額

第7章 環境関連法規の違反状況、訴訟等の有無

1 環境関連法規の違反状況

近年、警察本部の業務に関連して発生した環境関連法規の違反状況は、ありません。

2 環境関連訴訟等の有無

現在、警察本部が当事者(被告)となっている環境関連訴訟は、ありません。

参考 組織の概要に関する情報

【事業所名及び代表者名】

事業所名:長野県(警察本部グループ)

代表者名:長野県知事 村井 仁

【所在地】

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2(本庁舎所在地)

【環境管理責任者氏名及び担当者連絡先】

環境管理責任者:警察本部長 石井 隆之

担当者(警察本部)

警務部総務課企画調整室

武井 幸雄(室長)

鈴木 良忠(課長補佐)

連絡先:電話代表:026-232-0111

担当者(EA21 推進事務局)

生活環境部環境政策課

岩嶋 敏男(課長)

西川 栄一(温暖化防止係長)

近藤 浩(担当)

連絡先:

電話代表:026-232-0111 内線 2723~2725

電話直通:026-235-7022

ファクシミリ:026-235-7491

電子メール:kankyo@pref.nagano.jp

【警察職員数】

区分	全体	本部	警察署
警察官	3,349	970	2,379
事務吏員	459	269	190
合計	3,808	1,239	2,569

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

事務分掌

平成 18 年 4 月 1 日現在

1 警察本部

総務課	(1) 機密に関すること。 (2) 本部及び本部長の公印の管守に関すること。 (3) 他の部の所掌に属さないこと。	
	公安委員会補佐室	公安委員会の庶務に関する事務
	企画調整室	横断的な処理を要する事項の調整に関する事務
広報課	(1) 広報に関すること。 (2) 情報公開に関すること。 (3) 個人情報の保護に関すること。 (4) 文書管理に関すること。	
警務課	(1) 警察職員の人事及び定員に関すること。 (2) 警察職員の勤務制度に関すること。 (3) 警察組織に関すること。 (4) 警察官、婦人補導員及び交通巡視員の募集及び試験の事務に関すること。 (5) 所管行政に係る企画及び調整に関すること。 (6) 規則及び令達の案の審査に関すること。 (7) 警察職員の給与に関すること。 (8) 警察職員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関すること。 (9) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。 (10) 犯罪被害者等給付金に関すること。 (11) 警察官の服制及び服装に関すること。 (12) 警察手帳に関すること。 (13) けん銃及び弾に関すること。 (14) 警察車両に関すること。 (15) 警察装備品の整備及び運用(航空機及び舟艇の運用を除く。)に関すること。 (16) 警務部内の庶務に関すること。 (17) 警務部内の他の課の所掌に属さないこと。	
	自動車整備工場	警察車両の整備及び点検業務
	犯罪被害者対策室	犯罪被害者対策に係る企画、調査及び総合調整に関する事務
	教養課	警察教養に関すること。
会計課	(1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。 (3) 遺失物法(明治 32 年法律第 87 号)の規定による遺失物等の取扱いに関すること。 (4) 庁舎の営繕に関すること。 (5) 庁内の火災予防及び取締りに関すること。	
	監査室	会計の監査に関する事務
監察課	(1) 警察職員の服務及び所管行政の監察に関すること。 (2) 表彰及び警察職員の懲戒に関すること。 (3) 叙位、叙勲及び褒賞に関すること。 (4) 警察に係る行政相談及び争訟に関すること。	
	留置管理室	留置場に関する事務
厚生課	(1) 警察職員の福利厚生に関すること。 (2) 警察共済組合に関すること。 (3) 警察職員のレクリエーションに関すること。	
	健康管理室	警察職員の保健衛生に関する事務
情報管理課	(1) 情報通信及び情報処理に関すること。 (2) 警察行政情報システムの推進に関すること。 (3) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (4) 文書の浄書、印刷、送達及び收受に関すること。 (5) 事務能率の増進に関すること。 (6) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。	
	照会センター	犯罪の捜査、家出人、運転免許等の照会に関する事務

生活安全企画課	<p>(1) 生活安全警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関すること。</p> <p>(2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。</p> <p>(3) 犯罪の予防に関すること。</p> <p>(4) 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)及び古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)の規定に基づく質屋営業及び古物営業の許可及び指導取締りに関すること。</p> <p>(5) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例(昭和 32 年長野県条例第 37 号)の規定に基づく金属くず商等の許可及び指導取締りに関すること。</p> <p>(6) 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)の規定に基づく警備業者の認定、警備業に係る届出の受理、警備員等の検定の実施、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の講習の実施及び資格者証の交付並びに指導取締りに関すること。</p> <p>(7) 家出人、迷子、めいてい者その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>(8) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第6号)の規定に基づく銃砲刀剣類等の所持許可、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催、猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施、指定射撃場、射撃指導員、教習射撃場及び練習射撃場の指定、射撃教習及び射撃練習を受ける資格の認定、教習射撃場及び練習射撃場の備付け銃並びに猟銃等保管業の届出の受理並びに指導取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(9) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可、火薬類運搬届の受理並びに火薬類運搬証明書の交付に関すること。</p> <p>(10) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)の規定に基づく核燃料物質等、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)の規定に基づく放射性同位元素等及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第 65 号)の規定に基づく特定物質の運搬の届出の受理及び届出を証明する文書の交付に関すること。</p> <p>(11) 火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(12) 生活安全部内の庶務に関すること。</p> <p>(13) 生活安全部内の他の課及び隊の所掌に属さないこと。</p>
ハイテク犯罪対策室	<p>情報通信の技術を利用する犯罪の取締りに係る技術的支援並びに不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)の規定に基づく不正アクセス行為の再発を防止するための援助等及び取締りに関する事務</p>
警察安全相談室	<p>警察安全相談並びにストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)の規定に基づくストーカー行為等の規制及び被害を防止するための援助等並びに取締りに関する事務</p>
地域課	<p>(1) 地域警察に関すること。</p> <p>(2) 警察通信及び通信機材の運用管理に関すること。</p> <p>(3) 雑踏警備に関すること。</p> <p>(4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。</p> <p>(5) 交通機関(列車を除く。)への警乗に関すること。</p> <p>(6) 航空機及び舟艇の運用に関すること。</p>
通信指令室	<p>超短波無線電話の運用統制及び警ら用無線自動車の運用並びに県内有線模写電送の送受信及び有線一斉指令電話の取扱いに関する事務</p>
航空隊	<p>航空機の使用及び管理に関する業務</p>
鉄道警察隊	<p>鉄道施設及び列車内における警戒、警ら、犯罪捜査の初動活動その他の警察事務</p>
少年課	<p>(1) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。</p> <p>(2) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(3) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>(4) 未成年者喫煙禁止法(明治 33 年法律第 33 号)及び未成年者飲酒禁止法(大正 11 年法律第 20 号)の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。</p>
少年サポートセンタ	<p>少年の補導、被害少年の保護及び少年を取り巻く環境の浄化に関する事務</p>
生活環境課	<p>(1) 経済関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(2) 環境関係事犯の取締りに関すること(生活安全企画課及び交通指導課の所掌に属するものを除く。)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) (4) 迷惑行為等の取締りに関すること。 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化並びに取締りに関すること(少年課の所掌に属するものを除く。) (6) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。 (7) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び生活安全部内の他の課の所掌に属さない諸法令違反の取締りに関すること。 		
生活安全特別捜査隊	生活安全企画課、少年課及び生活環境課において取り締まる犯罪の捜査に関する事務		
刑事企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 刑事警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関すること。 (2) 公判対応に関すること。 (3) 犯罪統計に関すること。 (4) 手配共助に関すること。 (5) 刑事部内の庶務に関すること。 (6) 刑事部内の他の課及び所の所掌に属さないこと。 		
捜査第一課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 殺人、強盗、強かん、放火その他の強行犯の捜査に関すること。 (2) 誘かい、人質、ガス爆発その他の特殊事件の捜査に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、他の部及び刑事部内の他の課等の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。 (4) 死体の検視及び取扱いに関すること。 		
捜査第二課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知的犯罪の捜査に関すること。 (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。 (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。 (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。 		
捜査第三課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 窃盗犯の捜査に関すること。 (2) 移動警察に関すること(鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。) (3) 手口捜査に関すること。 		
組織犯罪対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織犯罪対策に関する企画、調査及び指導に関すること。 (2) 組織犯罪に係る情報の収集及び分析に関すること。 (3) 暴力団排除活動に関すること。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)の規定に基づく暴力団員が行う暴力的要求行為等に係る規制、暴力団の対立抗争等による危険防止のための措置、暴力団員の活動による被害予防等に関する措置及び取締りに関すること。 (5) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。 (6) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。 (7) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。 (8) 他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。 		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国際捜査室</td> <td>国際犯罪の捜査、外国人の組織的な犯罪の対策、国際捜査共助並びに通訳及び翻訳に関する事務</td> </tr> </table>	国際捜査室	国際犯罪の捜査、外国人の組織的な犯罪の対策、国際捜査共助並びに通訳及び翻訳に関する事務
国際捜査室	国際犯罪の捜査、外国人の組織的な犯罪の対策、国際捜査共助並びに通訳及び翻訳に関する事務		
鑑識課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現場鑑識に関すること。 (2) 足こん跡に関すること。 (3) 指紋業務に関すること。 (4) 被疑者写真に関すること。 (5) 写真鑑識に関すること。 (6) 警察犬に関すること。 (7) 海外渡航者に対する犯罪経歴証明に関すること。 (8) 家出人票及び身分不明死体票に関すること。 (9) 鑑識施設の整備及び運営に関すること。 (10) 鑑識技能検定に関すること。 		
科学捜査研究所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法医理化学鑑識に関すること。 (2) 鑑定及び検査に関すること。 (3) 情報通信及び情報処理に係る犯罪及び事故の分析に関すること。 		
機動捜査隊	広域機動捜査、重要事件の初動捜査その他の警察事務		
交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関すること。 (2) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。 		

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 安全運転管理者等に関する事。 (4) 地域交通安全活動推進委員に関する事。 (5) 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出の受理に関する事。 (6) 交通事故防止対策に関する事。 (7) 交通事故の分析に関する事。 (8) 交通部内の庶務に関する事。 (9) 交通部内の他の課及び隊の所掌に属さない事。
交通指導課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路交通関係法令違反の取締りに関する事。 (2) 自動車の使用者に対する自動車の使用制限に関する事。 (3) 交通事故・事件の捜査及び処理並びに交通関係犯罪の捜査に関する事。
	交通反則通告センター	道路交通法(昭和35年法律第105号)第9章の規定による交通反則の処理に関する事務
交通規制課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制に関する事。 (2) 交通安全施設に関する事。 (3) 道路使用、制限外積載及びけん引の許可に関する事。 (4) 自動車の保管場所の確保に関する事。 (5) 路線を定める自動車運送事業の免許申請等に係る意見の提出に関する事。
	交通管制センター	交通管制システム及び交通情報に関する事務
交通機動隊		幹線道路(高速自動車国道(以下「高速道路」という。)を除く。)における機動警らによる交通の指導取締りその他の警察事務
高速道路交通警察隊		<ul style="list-style-type: none"> (1) 高速道路における交通事故防止対策に関する事(交通企画課の所掌に属するものを除く。) (2) 高速道路における交通の指導取締りに関する事(交通指導課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。) (3) 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関する事。 (4) 高速道路における交通の規制に関する事(交通規制課の所掌に属するものを除く。) (5) 前各号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察に関する事。 (6) 高速道路における犯罪捜査の初動活動その他の警察事務に関する事。
運転免許本部	東北信運転免許センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車等の運転免許に関する事。 (2) 指定自動車教習所に関する事。 (3) 自動車等の運転免許試験の実施に関する事。 (4) 運転適性相談に関する事。 (5) 緊急自動車の運転資格の審査に関する事。 (6) 自動車運転者等の行政処分に関する事。 (7) 自動車運転者等の講習に関する事。 (8) 前各号に掲げる事務に関する調整及び指導に関する事。
	中南信運転免許センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車等の運転免許に関する事。 (2) 自動車等の運転免許試験の実施に関する事。 (3) 運転適性相談に関する事。 (4) 緊急自動車の運転資格の審査に関する事。 (5) 自動車運転者等の行政処分に関する事。 (6) 自動車運転者等の講習に関する事。
警備第一課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備情報の収集、整理その他の警備情報に関する事(外事対策室及び警備第二課の所掌に属するものを除く。) (2) 警備警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関する事。 (3) 警備部内の庶務に関する事。 (4) 警備部内の他の課及び隊の所掌に属さない事。
	警備犯罪捜査室	警備犯罪の捜査に関する事務
	外事対策室	外国人及びその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集、整理その他これらに係る警備情報に関する事務
警備第二課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 治安警備及び災害警備に関する事。 (2) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関する事。 (3) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。 (4) 警衛に関する事。 (5) 警護に関する事。 (6) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年長野県条例第43号)の規定に基づく集会、集団行進及び集団示威運動の許可に関する事。 (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく核燃料物質の運搬に係る防護に関する事。

機動隊	警備実施その他の警察事務
警察学校	新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練

2 警察署

警察署	総務課 (総務・会計課)	(1) 人事、給与その他庶務に関する事 (2) 広報に関する事 (3) 福利厚生に関する事 (4) 警察教養に関する事 (5) 留置場に関する事 (6) 署内の他課の所掌に属さない事
	会計課 (総務・会計課)	(1) 会計に関する事 (2) 財産及び物品の管理及び処分に関する事 (3) 遺失物及び埋蔵物に関する事
	生活安全課 (生活安全・刑事課)	(1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事 (2) 犯罪の予防に関する事 (3) 少年非行の防止に関する事 (4) 保安警察に関する事
	刑事課 (生活安全・刑事課)	(1) 刑事警察に関する事 (2) 暴力団対策に関する事 (3) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事 (4) 組織犯罪の取締りに関する事(署内の他課の所掌に属するものを除く) (5) 犯罪鑑識に関する事
	地域課	(1) 地域警察に関する事 (2) 前号に掲げるもののほか、警らに関する事 (3) 警察通信の使用管理に関する事
	交通課	交通警察に関する事務
	警備課	(1) 警備警察に関する事 (2) 警備実施に関する事 (3) 災害警備に関する事 (4) 警衛及び警護に関する事
	(留置管理課)	留置場に関する事
	(直轄警ら隊)	集団による街頭活動、警戒警備その他警察署長が命じた事務
交番、警察署所在地交番、警察官駐在所、警備派出所		

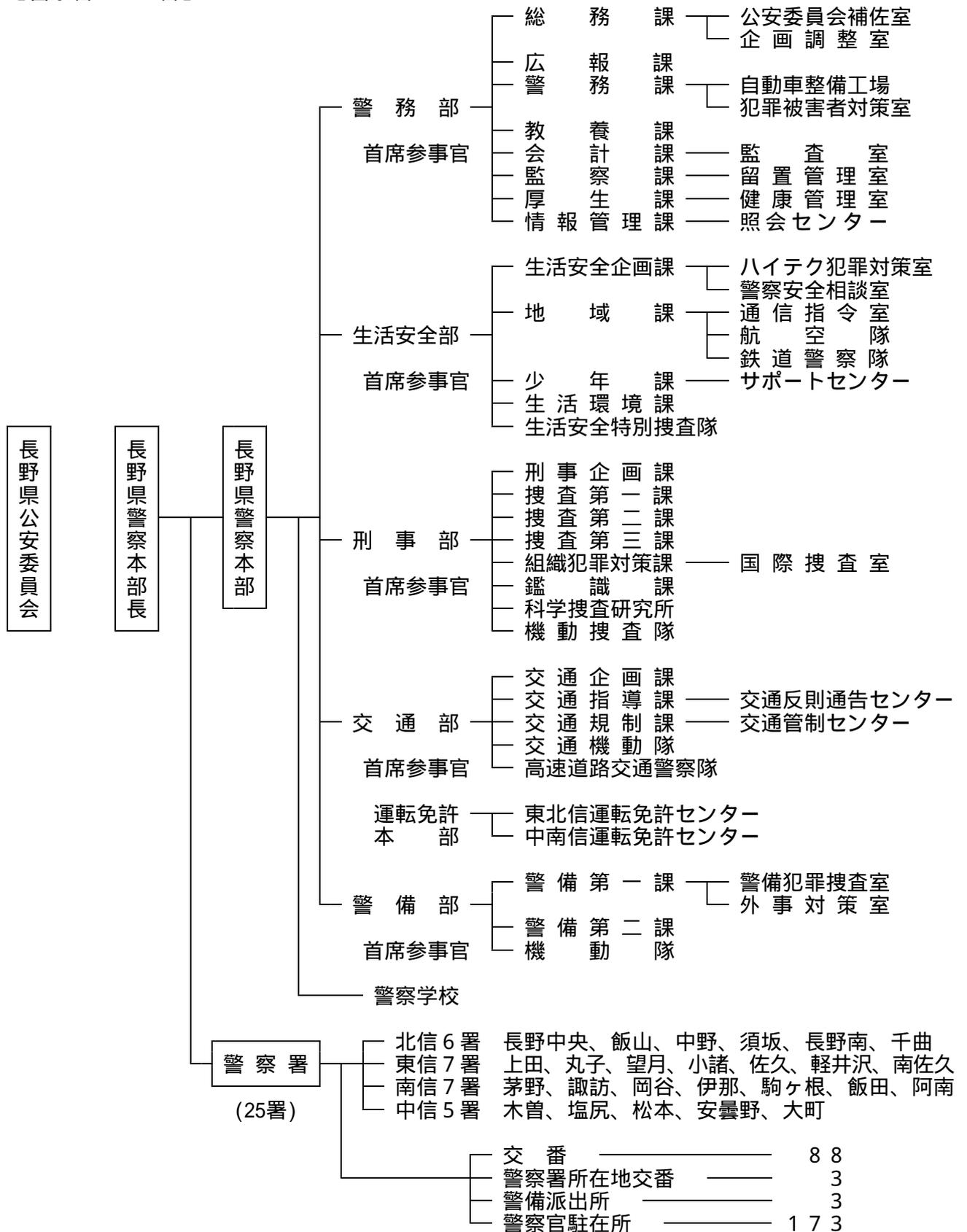
長野県警察組織の機構図は、次ページ以降参照。

長野県警察組織機構

18.4.1現在

【本部 = 5部、32所属(23課、5隊、2センター、1所、1校)】

【警察署 = 25署】



平成10年（1998年）7月制定

平成13年（2001年）9月改正

平成17年（2005年）9月改正

地球温暖化防止
「長野県職員率先実行計画」
（第3次改正版）

長野県の事務・事業における

地球温暖化防止実行計画



平成17年9月

長 野 県

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	・・・	3
第 2 章	計画の基本的事項		
1	計画の目的	・・・	5
2	計画の期間	・・・	5
3	数値目標の基準年度	・・・	5
4	計画の対象とする温室効果ガス	・・・	5
5	計画の対象とする範囲	・・・	5
第 3 章	温室効果ガス排出量		
1	基準年度の排出量	・・・	6
2	排出量の算定方法	・・・	6
第 4 章	温室効果ガス総排出量の削減目標	・・・	6
第 5 章	計画の進捗管理方法		
1	P D C A サイクルによる計画の推進	・・・	7
2	計画の進捗管理	・・・	7
第 6 章	目標実現のための取組み		
1	温室効果ガスを直接又は間接的に削減する取組み	・・・	9
2	数値目標と取組内容		
(1)	省エネルギーの推進	・・・	10
(2)	新エネルギーの導入	・・・	11
(3)	省資源・ごみの減量化	・・・	12
(4)	グリーン購入の推進	・・・	14
(5)	公共工事の発注	・・・	15
(6)	庁舎・敷地の環境美化等	・・・	16
(7)	環境に配慮したイベントの開催	・・・	16
(8)	職員の環境保全率先行動	・・・	17

第1章 計画策定の趣旨

地球温暖化は、過去に例を見ない速さで地球の平均気温が上がることで生じる気候変動の影響によって、地球上の生物の生存基盤に関わる問題として世界共通の大きな課題となっています。

平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」で、日本は温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までの期間中に1990年レベルの6%削減（京都議定書）を約束しました。

これを受けて平成11年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行され、推進法第21条では地方自治体に対し「温室効果ガスの排出抑制のための実行計画」の策定と、取組状況の公表が義務づけられました。

本県では平成13年9月に、推進法に基づいた「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定するとともに、自らの事務・事業における対策を具体的に定めた「環境保全のための率先実行計画」を県庁や合同庁舎等で策定し、定期的に取り組状況を進捗管理することで、省資源・省エネルギーやごみの減量化に努めてきました。

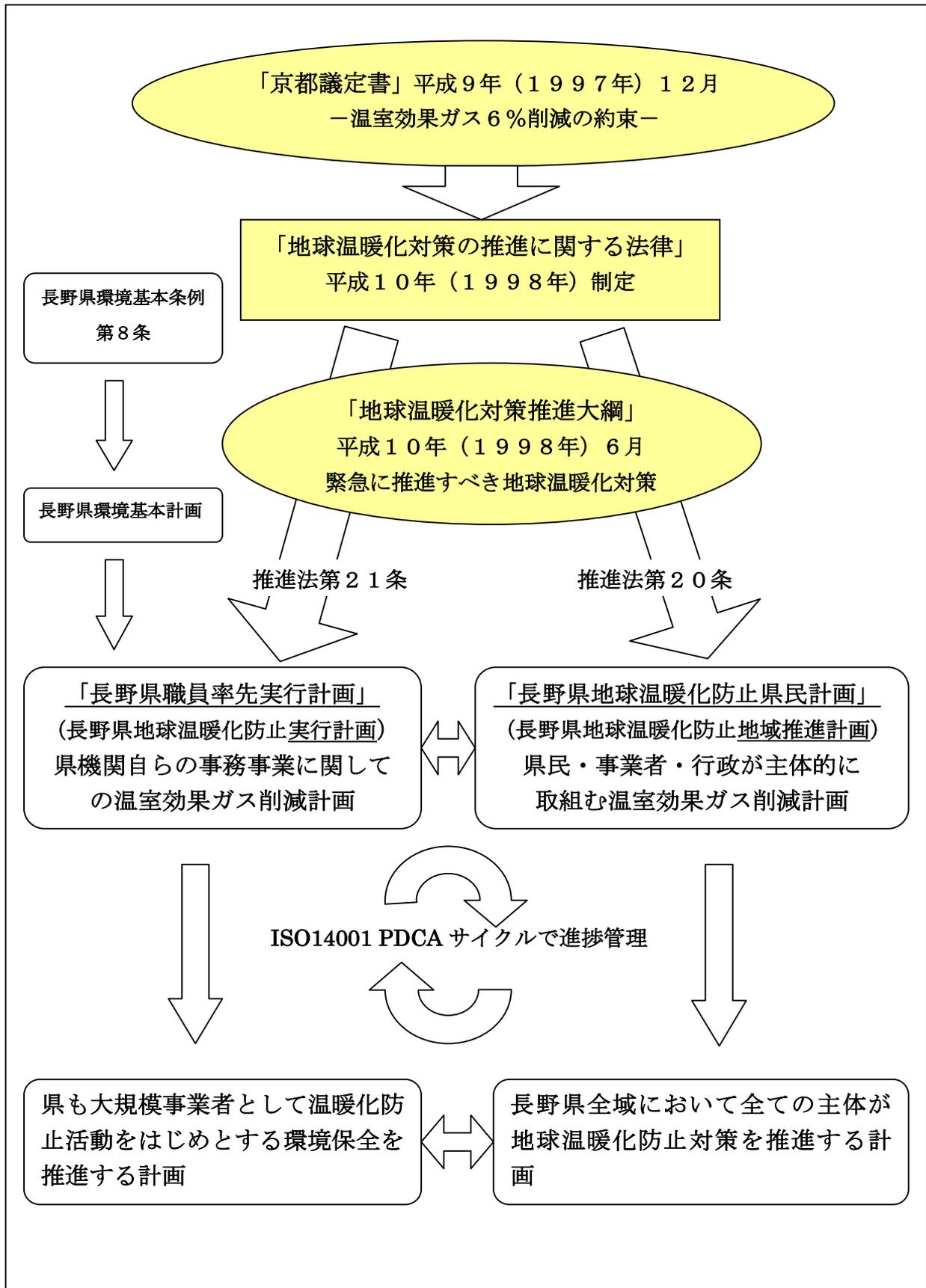
また、平成15年4月には、推進法で定められた地域推進計画として「長野県地球温暖化防止県民計画」（以下「県民計画」という。）を策定し、長野県内から排出する温室効果ガスを、2010年度を目標年度として、1990年度比で6%以上削減することを目標に掲げています。

長野県の温室効果ガス排出量の特徴は、民生部門（家庭やオフィスビル、商業施設、病院、官公庁等）と運輸部門（自動車等）の排出量が基準年度と現状とで比較すると大幅に伸びており、電気や燃料の消費を抑えることや、自動車の利用をできるだけ控えることが重要な課題となっています。

このたび、「長野県地球温暖化防止実行計画」及び「環境保全のための県庁（合庁）率先実行計画（第2次）」（以下「前計画」という。）の計画期間の終了に伴い、両計画を統合して「地球温暖化防止長野県職員率先実行計画（第3次改正版）」（以下「率先実行計画」という。）として改正し、県の全ての機関を対象とした温室効果ガスの排出量の削減目標と、環境に配慮した行動目標を設定し、県も自らが温室効果ガスを排出している一事業所であることを認識し、地球環境に配慮した事務事業を推進します。

なお、率先実行計画の推進にあたっては、これまでどおり県庁ではISO14001、合同庁舎においてはエコ活動チャレンジ事業で進行管理を行い、他の機関においても計画に沿った削減目標を具体的に設定し、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動に一体となって取り組みます。

【地球温暖化対策の計画体系図】



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

県自らが大規模な消費者・事業者であることの認識の下、県が実施する全ての事務・事業に対し、地球温暖化防止に向けた取組みを率先して行うことにより、直接的な温室効果ガスの排出を抑制するほか、環境に配慮した施策の広がりによる間接的な抑制効果も期待します。

2 計画の期間

率先実行計画は、平成17年度（2005年度）から県民計画の目標年度である平成22年度（2010年度）までを目標期間として取り組みます。

また、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、その都度等、内容の見直しを行うこととします。

3 数値目標の基準年度

率先実行計画の数値目標の基準年度は平成16年度（2004年度）とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは法律で定められた6種類のガスがありますが、率先実行計画ではパーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）については、県の事務・事業では排出実態の把握が困難であるため、対象外とします。

【対象とする温室効果ガス】

- 二酸化炭素（CO₂） 燃料の燃焼や電気の供給に伴い発生する。
- メタン（CH₄） 燃料の燃焼、廃棄物の埋立て、水田、家畜等から発生する。
- 一酸化二窒素（N₂O） 燃料の燃焼、農業から発生する。
- ハイドロフルオロカーボン（HFC） カーエアコンの使用時に発生する。

5 計画の対象とする範囲

率先実行計画の対象とする範囲は、県が実施する事務・事業全般（県の職員が直接実施または管理するもの）とし、県の全機関を対象とします。ただし、県が事業者や公益法人、公社等に委託して行う事業から発生する温室効果ガスは対象外とします。

第3章 温室効果ガス排出量

1 基準年度の排出量

率先実行計画の数値目標の基準年度となる平成16年度（2004年度）の県の事務・事業における各温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は以下のとおりです。

ガスの種類	主な排出要因		温室効果ガス排出量
二酸化炭素	電気の使用	131,242,776 kWh	50,968,665 kg-CO ₂
	一般電気事業者	125,176,280 kWh	47,316,634 kg-CO ₂
	その他電気事業者	6,066,496 kWh	3,652,031 kg-CO ₂
	燃料の使用		34,927,161 kg-CO ₂
	重油	3,453,360 リットル	9,358,607 kg-CO ₂
	灯油	5,149,975 リットル	12,823,438 kg-CO ₂
	都市ガス	1,892,825 m ³	3,785,649 kg-CO ₂
	LPG	284,470 kg	853,411 kg-CO ₂
	LNG	610 kg	1,641 kg-CO ₂
	ガソリン	2,940,151 リットル	6,821,150 kg-CO ₂
	軽油	489,536 リットル	1,282,584 kg-CO ₂
ジェット燃料油	276,907 リットル	681 kg-CO ₂	
	廃棄物の焼却	2 t	5,460 kg-CO ₂
メタン	自動車の走行、ボイラー等の燃焼		730,234 kg-CO ₂
一酸化二窒素	自動車の走行、ボイラー等の燃焼		1,691,944 kg-CO ₂
HEC	カーエアコンの使用		49,296 kg-CO ₂
温室効果ガスの総排出量			88,372,760 kg-CO ₂

2 排出量の算定方法

率先実行計画の温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に係る実行計画策定マニュアル」及び「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」（平成15年7月環境省）に基づいて算定します。

電気の使用のうち、街路灯等定額制契約のものについては、電気使用量の把握が困難であるため対象外とします。

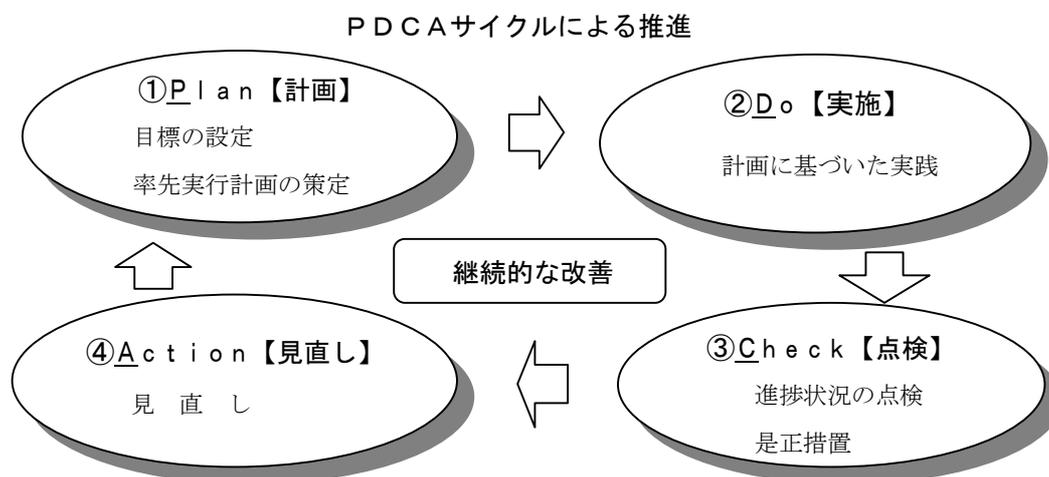
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

率先実行計画の温室効果ガス削減に係る数値目標は、基準年度の平成16年度（2004年度）総排出量（88,372 t-CO₂）に対し、平成22年度（2010年度）において、**10%以上の削減**（8,837 t-CO₂以上の削減）を目指して取り組みます。

第5章 計画の進捗管理方法

1 PDCAサイクルによる計画の推進

平成13年（2001年）に県庁舎で取得したISO14001環境管理システムに基づいたPDCAサイクルの運用により、継続的な環境負荷の低減を図ります。



2 計画の進捗管理

(1) 計画の実践 (Do)

各所属（課）に環境管理推進員を配置し、所属（課）における取組みの点検・指導、取りまとめを行います。また、計画に記述のない事項についても各所属（課）の独自の取組事項を定めて実施します。

(2) 進捗管理 (Check)

ア 各所属（課）は、別添「職員率先実行計画チェックリスト」（様式A）により毎月実施状況の点検を行い、必要に応じて「職員率先実行計画是正措置等記録表」（様式C）を作成します。

イ 県庁内においては各課、合同庁舎においてはエコチャレンジ事業担当課、その他の機関においては所属毎に、様式A及び「エネルギー使用量等調査票」（様式B）、様式Cを、半期毎に取りまとめ、地球環境課長に報告します。

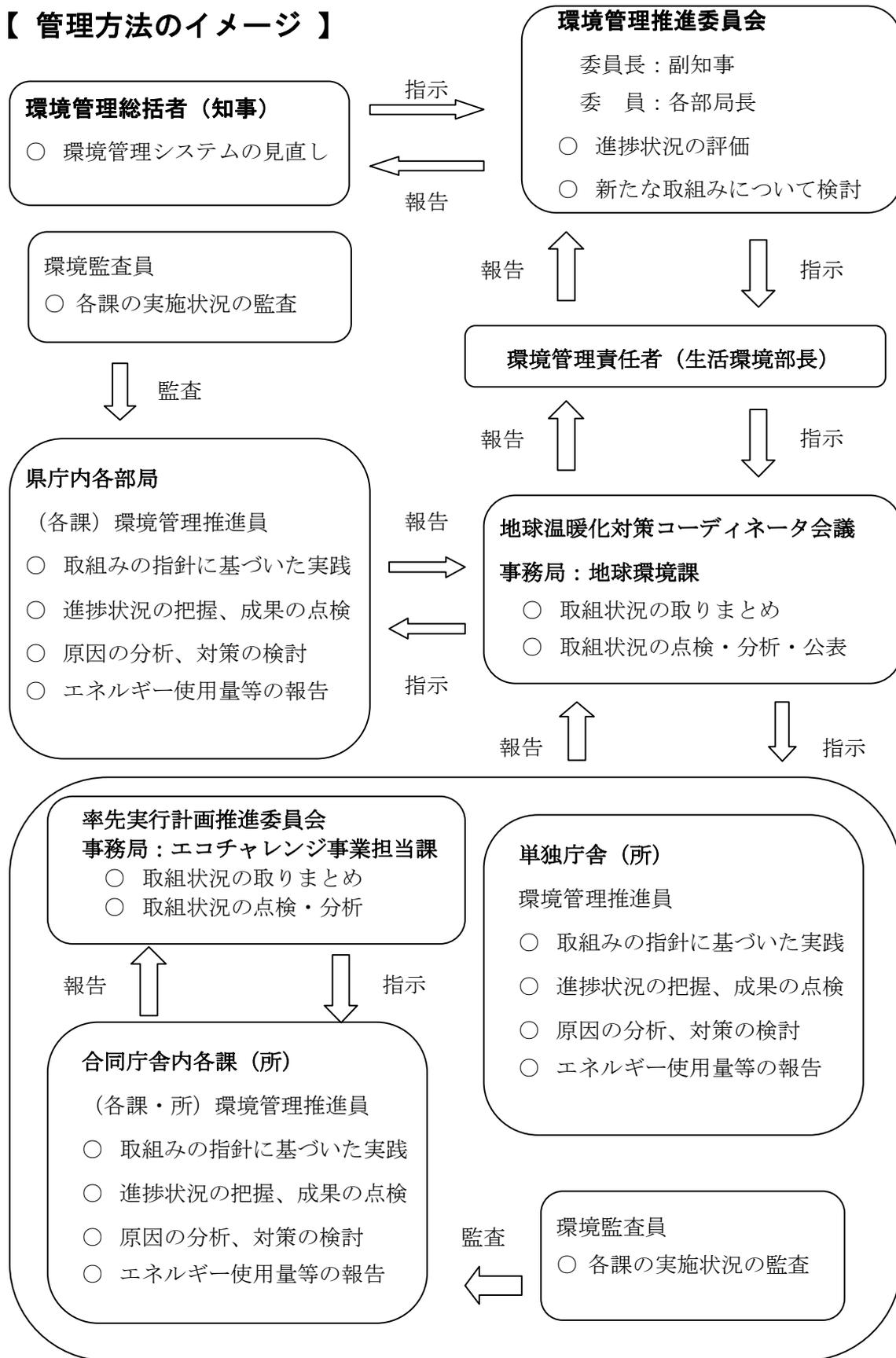
ウ 地球環境課長は、各所属（課）からの報告を取りまとめ、当該期間のエネルギー使用量等を把握し、それらの結果を環境管理責任者（生活環境部長）に報告するとともに、ホームページ等に公表します。

エ 地球環境課長は取りまとめた結果を各所属に周知するとともに、改善の必要があると判断した場合には、省エネルギー診断等を実施します。

(3) 見直し (Action)

環境管理責任者は、取りまとめ結果に基づき、必要に応じて計画の目標数値や取組内容について見直しを行います。

【 管理方法のイメージ 】



第6章 目標実現のための取組み

1 温室効果ガスを直接又は間接的に削減する取組み

取組み項目		取組み内容	目 標
CO ₂ を直接削減	(1) 省エネルギーの推進	ア 電気使用量の削減	基準年比10%以上削減
		イ 燃料使用量の削減	基準年比10%以上削減
		ウ 公用車の省エネルギー	基準年比10%以上削減
	(2) 新エネルギーの導入	ア 太陽光エネルギーの活用	新築・改築時の導入検討
		イ 木材のエネルギー利用	新築・改築時等の積極的導入
		ウ 未利用エネルギーの活用	実用化に向けた検討
CO ₂ を間接的に削減	(3) 省資源・ごみの減量化	ア 水道使用量の削減	基準年比10%以上削減
		イ 用紙類の削減	基準年比10%以上削減
		ウ 廃棄物の減量とリサイクル	基準年比50%以上削減
	(4) グリーン購入の推進	ア 文具類・電化製品等の購入	購入割合95%以上
		イ 印刷物の発注	古紙配合率70%以上等
		ウ 低燃費・低公害車の導入	更新時に原則導入
	(5) 公共工事の発注	ア 公共事業の環境配慮	建設副産物再利用、間伐材の利用促進
		イ 公共建築物、設備の省エネルギー	省エネ設備の率先導入
		ウ 公共施設の木造・木質化	原則木造・木質化
	(6) 庁舎・敷地の環境美化等	ア 庁舎敷地内の緑化の推進と周辺環境美化	環境美化運動への参加 (年1回以上)
		イ 公共交通案内と駐輪場の整備	案内板等の設置
	(7) 環境に配慮したイベントの開催	ア エコイベントの実施	実施方針に沿った開催
		イ 会議・研修会等の開催時における環境配慮	実施方針に準じた開催
	(8) 職員の環境保全率先行動	ア 環境目標の設定と環境保全意識の向上	環境手帳の作成
		イ ノーマイカーデーの推進	周知の徹底

※県庁、合同庁舎にあっては、前計画の基準年度（平成11年度）に対して平成16年度時点で率先実行計画の目標以上に達成している場合は、現状水準以下を目標とする。

2 数値目標と取組内容

(1) 省エネルギーの推進

ア 電気使用量の削減

目 標	電気使用量を基準年度比10%以上削減します。
-----	------------------------

【具体的な取組み】

省エネ実践マニュアルに基づく率先行動例

- ・ 勤務時間前（執務室は原則8：30点灯）、昼食休憩時の消灯の徹底や廊下やトイレ、給湯室等の不要時・不要場所の消灯に努めます。
- ・ 時間外勤務の縮減に努めることはもちろん、時間外在庁時には、一旦照明を消して、必要箇所のみ点灯とします。
- ・ パソコンやプリンターなどのOA機器は休憩時、未使用時の電源オフを徹底するとともに、帰宅時にはプラグを抜いて帰ります。
- ・ コピー機の使用は最小限とし、集中管理の徹底により台数を削減します。
- ・ エレベーターの利用を控えます。また、勤務時間外は運転台数を削減します。
- ・ 自動販売機の台数を削減し、設置する場合は省エネルギー型とします。
- ・ 照明設備更新時には、省エネ型インバータ照明を導入します。
- ・ エネルギー多消費施設においては、ESCO事業の実施を検討します。

イ 燃料使用量の削減

目 標	庁舎、設備で使用する燃料使用量を基準年度比10%以上削減します。
-----	----------------------------------

【具体的な取組み】

省エネ実践マニュアルに基づく率先行動例

- ・ 空調運転は冷房28℃、暖房19℃の温度設定とします。
- ・ 夏季にはブラインドを下げて日射をさえぎり、冬季は自然光を取り入れます。
- ・ 空調の吹き出し口に物を置いたり、気流を妨げるようなロッカーの配置をしないようにし、空調稼働時には事務室の扉を閉めておきます。
- ・ 夏季のノー上着・ノーネクタイ等軽装勤務、冬季の1枚重ね着を推進します。
- ・ ボイラー等設備の効率的な運転管理（配管の断熱、燃焼管理等）を徹底します。
- ・ エレベーターの利用は極力控え、3階程度の移動には階段を利用します。
- ・ 施設の改修時には、複層ガラスや遮熱フィルムによる断熱効果の高い設備を取り入れます。
- ・ エネルギー多消費施設においては、ESCO事業の実施を検討します。

ウ 公用車の省エネルギー

目 標	公用車の燃料・走行燃費を基準年度比10%以上削減します。
-----	------------------------------

【具体的な取組み】

省エネ運転の手引きに基づく率先行動例

- ・ 公用車の使用時にはアイドリングストップ等省エネ運転を徹底し、走行時には不要な荷物の積載を控えます。
- ・ 用務を調整して、公用車の共同利用、効率的利用に努めます。
- ・ 公用自転車を整備して、市内等近距離の出張は自転車で行かれます。
- ・ 公共交通機関を積極的に利用し、公用車の利用を控えます。

(2) 新エネルギーの導入

ア 太陽光エネルギーの活用

目 標	新築、改築する施設・設備への導入を検討します。
-----	-------------------------

【具体的な取組み】

長野県新エネルギー活用指針に基づく率先導入

- ・ 庁舎等施設の建設時には、太陽光発電システムの導入を検討します。
- ・ 街路灯など屋外施設の照明設置には太陽電池式システムの導入を検討します。
- ・ 給湯需要の大きい施設については、太陽熱温水器の導入を検討します。

イ 木材のエネルギー利用

目 標	新築や改築、更新する施設・設備等へ積極的に導入します。
-----	-----------------------------

【具体的な取組み】

長野県新エネルギー活用指針・県産材利用指針に基づく率先導入

- ・ 学校、病院、福祉施設等の熱源として、可能な限り木質バイオマスエネルギー（ペレットストーブ・ボイラーなど）を利用します。

ウ 未利用エネルギーの活用

目 標	実用化に向けて検討します。
-----	---------------

【具体的な取組み】

長野県新エネルギー活用指針に基づく率先導入

<ul style="list-style-type: none">・ 街路灯など屋外施設の照明設置には風力発電システムの導入を検討します。・ 上水道施設や水利権の調整が可能な水路等へのマイクロ水力発電システムの導入を検討します。・ 積雪地域での道路融雪設備には、地熱利用を検討します。・ 積雪地域での冷房用に雪氷熱利用を検討します。・ 重油、灯油等を動力源にしている施設においては、施設改修時に天然ガス利用のコージェネレーションシステムの導入を検討します。

(3) 省資源・ごみの減量化

ア 水道使用量の削減

目 標	上水道の使用量を基準年度比10%以上削減します。
-----	--------------------------

【具体的な取組み】

省エネ実践マニュアルに基づいた率先行動例

<ul style="list-style-type: none">・ 歯磨きにコップを利用したり、手洗い、食器洗い、公用車の洗車等における水の流しっぱなしを止めるなど、日常的に節水に努めます。・ 節水コマの取付けや、レバータイプの蛇口では止水線（栓）で水量の調節をします。・ 公用車の洗車や植栽への水やりにはできるだけ中水（雨水等）を利用します。・ 庁舎への雨水貯留設備や雨水タンクの設置を検討します。

イ 用紙類の削減

目 標	コピー用紙等の使用枚数を基準年度比10%以上削減します。
-----	------------------------------

【具体的な取組み】

省エネ実践マニュアルに基づいた率先行動例

- ・ 両面コピー及び両面印刷の徹底、ミスコピーの防止、新聞コピーの削減に努めます。
- ・ 会議資料、報告書等は簡素化を図り、必要最小限なページ数、部数とします。
- ・ プリンターやファックス、コピー機には裏紙専用トレイを設置し、片面使用済用紙やミスコピー紙の再利用に努めます。
- ・ 使用済み封筒の再利用や廃ポスターの名刺への再利用を図ります。
- ・ 会議においては、メモ用紙や封筒などを配布しないようにします。
- ・ グリーン購入推進方針に沿った再生紙の購入、印刷物の発注を心がけます。
- ・ 資料の回覧や共有化、電子メールやJ S Nを活用して用紙類の削減に努めます。
- ・ 送付文書、ファックス送信票はできるだけ省略します。
- ・ 紙類の分別収集を徹底するため、事務室内に「古紙回収ボックス」を設置し、リサイクルに努めます。

ウ 廃棄物の減量とリサイクル

目 標	可燃ごみの排出量を基準年度比50%以上削減します。
-----	---------------------------

【具体的な取組み】

長野県グリーン購入推進方針・省エネ実践マニュアルに基づいた率先行動例

- ・ 物品等の購入時には「長野県グリーン購入推進方針」に従って、環境配慮型製品を購入します。
- ・ 使い捨て容器等の購入、利用をできるだけ控えるとともに、簡易包装、ノーレジ袋（マイバッグ持参）を実践します。
- ・ 物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用を図ります。
- ・ リサイクルボックス等を設置して、資源ごみの分別収集を徹底します。
- ・ シュレッダーの使用は必要最小限とし、機密文書の溶解処理を推進します。
- ・ 生ゴミや除草した草、剪定枝等は堆肥化を検討します。

(4) グリーン購入の推進

ア 文具類・電化製品等の購入

目 標	物品等を購入する際のグリーン購入割合を95%以上とします。
-----	-------------------------------

【具体的な取組み】

長野県グリーン購入推進方針に基づく率先購入

- ・ 「長野県グリーン購入推進方針」に基づき、購入する物品等については再生品やエコマーク製品等の環境配慮型製品を優先して購入します。
- ・ 「長野県公共施設整備・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、可能な限り県産の木材を活用した製品を優先して使用します。
- ・ 「信州リサイクル製品認定制度」で認定された製品を優先して使用します。
- ・ 「長野県グリーン購入推進方針」に基づき、消費電力の少ないOA機器や電化製品を購入します。

イ 印刷物の発注

目 標	印刷物で使用する用紙は古紙配合率70%以上又は間伐パルプ使用率10%以上とします。
-----	---

【具体的な取組み】

長野県グリーン購入推進方針に基づく率先発注

- ・ 報告書、ポスター、パンフレット等の印刷物の作成に当たっては「長野県グリーン購入推進方針」に基づき、再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度等を記載するように努めます。

ウ 低燃費・低公害車の導入

目 標	公用車の更新時には、原則として低公害車を導入します。
-----	----------------------------

【具体的な取組み】

低公害車導入基本方針に基づく購入

- ・ 公用車の更新、購入に当たっては、ハイブリッド車等の低公害・低燃費車の導入を優先します。

(5) 公共工事の発注

ア 公共事業の環境配慮

目 標	建設副産物の再利用や間伐材の利用を促進します。
-----	-------------------------

【具体的な取組み】

計画段階から施工後の管理まで一貫した環境への配慮

- ・ 建築工事及び土木工事の施工に当たっては、建設副産物や再生されたものの使用を促進し、廃棄物の減量化並びに適正処理について、発注仕様書に記載します。
- ・ 「長野県公共施設整備・公共土木工事等における県産材利用方針」に沿って、県産の木材を積極的に利用します。
- ・ 「信州リサイクル製品認定制度」の認定製品を積極的に利用します。
- ・ 施設からの排気処理、排水処理等については、現状に即した処理施設を整備し、汚染物質の排出削減と管理を徹底します。
- ・ 透水性舗装、雨水浸透マス等が設置可能な場合は、雨水の地下浸透機能整備に努めます。
- ・ 二酸化炭素吸収源として、森林の保全・整備や公共施設・道路の法面等の緑化を推進します

イ 公共建築物、設備の省エネルギー

目 標	省エネルギー型の施設・設備を積極的に導入します。
-----	--------------------------

【具体的な取組み】

計画段階から施工後の管理まで一貫した環境への配慮

- ・ 公共建築物の建設に当たっては、外壁の断熱化（外断熱）や複層ガラスの採用など高断熱施工により、熱負荷の抑制に努めます。
- ・ 省エネルギー型機器、工法の導入を積極的に採用します。
- ・ 自然採光等の自然エネルギーの有効利用や、敷地内の樹木の配置等の工夫で自然を活かした施工に努めます。
- ・ 可能な限りペレットストーブなど木質バイオマスエネルギー利用設備を導入します。
- ・ 太陽光発電や風力発電、ミニ水力発電等の新エネルギー設備の導入を検討します。
- ・ 空調設備や消火設備の設置時には、特定フロン以外のものを導入します。
- ・ エネルギー多消費施設においては、E S C O事業の導入を検討します。
- ・ 施設、設備の更新時には、ガスコージェネレーションの導入を検討します。

ウ 公共施設の木造・木質化

目 標	公共施設の整備に当たっては、可能な限り木造化又は木質化します。
-----	---------------------------------

【具体的な取組み】

長野県公共施設整備・公共土木工事等における県産材利用方針に基づく率先発注

- ・ 公共施設等の新築、改築、改修等に当たっては、法令の規定や技術的に困難な場合を除き、原則として木造により整備します。
- ・ 木造化が困難な施設は、木造と他工法の混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮します。
- ・ 木造化できない場合にあっては、原則として木質化します。
- ・ 使用する木材は、法令の規定や供給が困難な場合を除き、原則として県産材を使用し、発注仕様書に記載します。

(6) 庁舎・敷地の環境美化等

ア 庁舎敷地内の緑化の推進と周辺環境美化

目 標	年に1回以上、庁舎周辺の環境美化運動等に参加します。
-----	----------------------------

【具体的な取組み】

地域と連携した環境保全の取組み

- ・ 庁舎敷地内において可能な限り、緑地を確保します。
- ・ 敷地内や周辺道路等の清掃を率先して行い、地域の環境美化に努めます。

イ 公共交通機関案内等の設置及び駐輪場の整備

目 標	公共交通案内板及び駐輪場、公用自転車を整備します。
-----	---------------------------

【具体的な取組み】

自動車の利用をできるだけ控える取組み

- ・ 会議等の通知には公共交通機関の利用や自転車の利用を呼びかけます。
- ・ 最寄りの公共交通機関の案内図、時刻表等を来庁者用に整備します。
- ・ 来庁者駐輪場及び職員駐輪場として十分なスペースを確保するとともに、来庁者にわかりやすい誘導表示をします。
- ・ 公用自転車を整備し、近距離の出張に利用します。

(7) 環境に配慮したイベントの開催

ア エコイベントの実施

目 標	大規模イベントは、エコイベント実施方針に沿って開催します。
-----	-------------------------------

【具体的な取組み】

長野県エコイベント実施方針に基づく率先実施

- ・ 「長野県エコイベント実施方針」の対象となる、県が主催する大規模なイベントにおいて、周辺の自然環境の配慮や、省資源・省エネルギー、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 規模の小さいイベントの開催においても、実施方針に準じて取り組みます。

イ 会議・研修会等の開催における環境配慮

目 標	会議・研修等は、エコイベント実施方針に準じて開催します。
-----	------------------------------

【具体的な取組み】

長野県エコイベント実施方針に準じた率先実施

- ・ 会議や研修会を開催する場合は、資料部数の用意を必要最小限とし、封筒は希望者のみに配付するなど、省資源に努めます。
- ・ 会場の選定に当たっては、公共交通機関の利用可能な場所を優先し、開催通知には自家用車の利用をなるべく控えるように明記します。

(8) 職員の環境保全率先行動

ア 環境目標の設定と環境保全意識の向上

目 標	環境手帳を作成し、各自の環境目標を記入します。
-----	-------------------------

【具体的な取組み】

職員の環境意識の向上

- ・ 「環境手帳」を作成し、各自の環境目標を書き込みます。
- ・ 環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加・派遣等が図られるように配慮します。
- ・ 希望する職員が環境保全活動に積極的に参加できるように、ボランティア活動等への参加がしやすい職場づくりに努めます。

イ ノーマイカーデーの推進

目 標	ノーマイカーデーの周知に努めます。
-----	-------------------

【具体的な取組み】

自動車利用の削減に向けた職員の率先行動

- ・ 毎月第二、第四水曜日の県職員ノーマイカーデーには、マイカー通勤を自粛し、相乗りや公共交通機関、自転車の利用を呼びかけます。

職員率先実行計画チェックリスト（様式A'）（平成19年3月分）

所属（チーム）名 _____

環境管理推進員氏名 _____

環境目標	チェック項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
省エネルギーの推進	電気使用	執務室の始業時点灯、昼食休憩時の消灯																														
		時間外在庁時の必要箇所以外の消灯																														
		昼食休憩時のパソコン等OA機器の電源OFF																														
		退庁時のパソコン等待機電力消費機器のプラグ抜き																														
		エレベータ利用の自粛、階段の利用																														
		エレベータのボタンを複数押さない																														
	燃料使用	夏季28℃、冬季19℃の温度設定																														
		夏季のブラインド活用による日射の遮蔽																														
		サマーエコスタイル（夏季の軽装）の実施																														
		冬季時間外勤務時のブラインド活用による放熱対策																														
		冬季の重ね着等の推進																														
	公用車	不要な荷物を降ろし、空気圧を確認																														
		運転中は頻繁な過減速を止め、安定走行（エコドライブ）																														
		停車時にはアイドリングストップの実施																														
		出張時は公共交通機関の優先利用																														
近距離の移動には自転車を利用																																
省資源・グリーン購入・ごみの減量	節水	手洗い・歯磨きの際の水の流しっぱなし禁止																														
		洗車時はバケツ利用による節水の実施																														
	用紙類	両面コピー、両面印刷の徹底																														
		プリンター等への裏紙専用トレイの設置																														
		会議資料等の適正部数の作成と封筒配布の廃止																														
		使用済み封筒の活用																														
	FAX送信票等の省略																															
	ごみの減量	グリーン購入の推進（推進方針の徹底）																														
		使い捨て製品の使用・購入の自粛																														
		ノーレジ袋の実践（マイバッグの持参）																														
リサイクルボックス等の設置による分別収集																																
不要文書等用紙の廃棄時の分別の徹底																																
秘密文書の溶解処理の推進																																
その他	独自の取組	ノーマイカーデーの周知徹底																														
		庁舎内や周辺の環境美化運動																														

【記入方法】

各所属の環境管理推進員が、それぞれの項目についての毎日の実施の状況を記載してください。
また、定期的に呼びかけやメール等で職員に周知してください。

○：全職員が実施 ×：実施せず -：該当のない項目（例：公用車を使用しなかった場合など）
（チェックの印については、環境管理推進員の主観でお願いします。）

職員率先実行計画チェックリスト（様式A）

所属（課）名 _____

環境管理推進員氏名 _____

環境目標	チェック項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
省エネルギーの推進	電気使用	執務室の始業時点灯、昼食休憩時の消灯		—	—	—	—	—
		時間外在庁時の必要箇所以外の消灯		—	—	—	—	—
		昼食休憩時のパソコン等OA機器の電源OFF		—	—	—	—	—
		退庁時のパソコン等待機電力消費機器のプラグ抜き		—	—	—	—	—
		エレベータ利用の自粛、階段の利用		—	—	—	—	—
		エレベータのボタンを複数押さない		—	—	—	—	—
	燃料使用	夏季28℃、冬季19℃の温度設定		—	—	—	—	—
		夏季のブラインド活用による日射の遮蔽		—	—	—	—	—
		サマーエコスタイル（夏季の軽装）の実施		—	—	—	—	—
		冬季時間外勤務時のブラインド活用による放熱対策		—	—	—	—	—
		冬季の重ね着等の推進		—	—	—	—	—
	公用車	不要な荷物を降ろし、空気圧を確認		—	—	—	—	—
		運転中は頻繁な過減速を止め、安定走行（エコドライブ）		—	—	—	—	—
		停車時にはアイドリングストップの実施		—	—	—	—	—
		出張時は公共交通機関の優先利用		—	—	—	—	—
近距離の移動には自転車を利用			—	—	—	—	—	
省資源・グリーン購入・ごみの減量	節水	手洗い・歯磨きの際の水の流しっぱなし禁止		—	—	—	—	—
		洗車時はバケツ利用による節水の実施		—	—	—	—	—
	用紙類	両面コピー、両面印刷の徹底		—	—	—	—	—
		プリンター等への裏紙専用トレイの設置		—	—	—	—	—
		会議資料等の適正部数の作成と封筒配布の廃止		—	—	—	—	—
		使用済み封筒の活用		—	—	—	—	—
		FAX送信票等の省略		—	—	—	—	—
	ごみの減量	グリーン購入の推進（推進方針の徹底）		—	—	—	—	—
		使い捨て製品の使用・購入の自粛		—	—	—	—	—
		ノーレジ袋の実践（マイバッグの持参）		—	—	—	—	—
		リサイクルボックス等の設置による分別収集		—	—	—	—	—
		不要文書等用紙の廃棄時の分別の徹底		—	—	—	—	—
秘密文書の溶解処理の推進		—	—	—	—	—		
その他	独自の取組	ノーマイカーデーの周知徹底		—	—	—	—	—
		庁舎内や周辺的环境美化運動		—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—

【記入方法】

各所属の環境管理推進員が、それぞれの項目についての毎月の実施率を記載してください。
また、定期的に呼びかけやメール等で職員に周知してください。

◎：100%実施 ○：概ね80%以上 △：概ね50%以上 ×：50%未満 —：該当のない項目
(チェックの印については、環境管理推進員の主観でお願いします。)

職員率先実行計画エネルギー使用量等調査票（様式B）

所属(課)名

担当者名

電話(内線)

区分	単位	調査項目	基準(H16年度)		活動量(H 年度)		
			上半期	下半期	上半期	下半期	
電気	kwh	購入先 中部電力	0.0	0.0	0.0	0.0	
		購入先 その他事業者	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途	庁舎内の照明等	0.0	0.0	0.0	0.0
			道路・トンネル照明等	0.0	0.0	0.0	0.0
			信号機等交通安全設備	0.0	0.0	0.0	0.0
A重油	リットル	ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ディーゼル機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
灯油	リットル	ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ディーゼル機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ストーブ他	0.0	0.0	0.0	0.0	
ガソリン	リットル	公用車	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		草刈機などの(農業用)機械	0.0	0.0	0.0	0.0	
軽油	リットル	公用車	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ディーゼル機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		トラクターなどの(農業用)機械	0.0	0.0	0.0	0.0	
都市ガス	m3	ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		湯沸器他(家庭用機器)	0.0	0.0	0.0	0.0	
液化天然ガス	kg	ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
液化石油ガス	kg	ボイラー	0.0	0.0	0.0	0.0	
		ガス・ガソリン機関	0.0	0.0	0.0	0.0	
		湯沸器他(家庭用機器)	0.0	0.0	0.0	0.0	
ジェット燃料(リットル)			0.0	0.0	0.0	0.0	
航空機等飛行回数(回)			0.0	0.0	0.0	0.0	
(ガソリン車走行距離)	km・台	普通・小型乗用	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		軽乗用	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		普通貨物	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		小型貨物	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		軽貨物	0.0	0.0	0.0	0.0	
(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0			
(軽油車走行距離)	km・台	普通・小型乗用	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		バス	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		普通貨物	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		小型貨物	0.0	0.0	0.0	0.0	
		(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0	
		特殊用途	0.0	0.0	0.0	0.0	
(台数)	0.0	0.0	0.0	0.0			

※数値は小数点以下第2位を四捨五入してください。

電気の使用量(kwh)を、中部電力・その他事業所別に庁舎・道路照明・信号機ごとに記入願います。(購入先計と用途計は一致するはずです。)

ボイラー、定置型機関等で使用したA重油の使用量を記入してください。

ボイラー、定置型機関、ストーブ等で使用した灯油の使用量を記入してください。

公用車、定置型機関等で使用したガソリンの使用量を記入してください。草刈機など定置型でない機械は「草刈機などの(農業用)機械」の欄に記入してください。

公用車、ボイラー、定置型機関等で使用した軽油の使用量を記入してください。トラクターなどの移動式の機械は「トラクターなどの(農業用)機械」の欄に記入してください。

ボイラー、定置型機関、家庭用ガスコンロ、瞬間湯沸かし器等で使用した都市ガスの使用量を記入してください。

ボイラー、定置型機関等で使用した液化天然ガスの使用量を記入してください。

ボイラー、定置型機関、家庭用ガスコンロ、瞬間湯沸器等で使用したLPGの使用量を記入してください。単位がリューベ(m3)の場合はその旨記入願います。

ヘリコプター等で使用したジェット燃料の使用量を記入してください。

ヘリコプター等、保有している航空機の飛行回数を記入してください。

公用車の走行距離の合計を上段に、保有台数を下段に、燃料・車種別に記入してください。保有台数は上半期については9月末時点での台数を、下半期については3月末時点での台数を記入してください。

麻酔剤の使用(kg)			0.0	0.0	0.0	0.0	病院等で麻酔剤として笑気ガスを使用した場合の麻酔剤の使用量を記入してください。	
家畜の飼養	頭	牛	0.0	0.0	0.0	0.0		
		馬	0.0	0.0	0.0	0.0		
		めん羊	0.0	0.0	0.0	0.0		家畜ごとの上半期については9月末時点での飼育頭数を、下半期については3月末時点での飼育頭数を記入してください。
		山羊	0.0	0.0	0.0	0.0		
		豚	0.0	0.0	0.0	0.0		
		鶏	0.0	0.0	0.0	0.0		
水田(m ²)			0.0	0.0	0.0	0.0	水田の耕作面積を上半期については9月末時点で、下半期については3月末時点で記入してください。	
窒素化学量	t	畑	0.0	0.0	0.0	0.0	畑および水田で使用した化学肥料に含まれる窒素の量を記入してください。	
		水田	0.0	0.0	0.0	0.0		
有機肥料中の窒素量	t	野菜	0.0	0.0	0.0	0.0	農作物(野菜、水稲、果樹)に使用した有機肥料(有機配合肥料)に含まれる窒素の量を記入してください。	
		水稲	0.0	0.0	0.0	0.0		
		果樹	0.0	0.0	0.0	0.0		
牛の放牧(頭)			0.0	0.0	0.0	0.0	牛の平均的な放牧頭数を記入してください。	
農業焼却量	kg	穀	0.0	0.0	0.0	0.0	農業によって生じる穀、わら、その他について、焼却した量を記入してください。	
		わら	0.0	0.0	0.0	0.0		
		その他	0.0	0.0	0.0	0.0		
廃棄物の埋立て処分	t	食物くず	0.0	0.0	0.0	0.0	生物分解可能廃棄物を埋立て処分した量を記入してください。	
		紙・繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0		
		木くず	0.0	0.0	0.0	0.0		
水生処理排	対象人員	浄化槽	0.0	0.0	0.0	0.0	浄化槽およびくみ取り便槽でし尿や雑排水を処理している施設の、対象人員数を上半期については9月末時点で、下半期については3月末時点で記入してください。	
		くみ取り便槽	0.0	0.0	0.0	0.0		
一般廃棄物焼却量	t	連続燃焼式	0.0	0.0	0.0	0.0	県の施設で直接焼却したものについて、焼却量を記入してください。(業者に委託しているものは除きます。)	
		准連続燃焼式	0.0	0.0	0.0	0.0		
		バッチ燃焼式	0.0	0.0	0.0	0.0		
		廃プラスチック量	0.0	0.0	0.0	0.0		
産業廃棄物焼却量	t	紙・木くず	0.0	0.0	0.0	0.0	エアコン付きの公用車台数を上半期については9月末時点で、下半期については3月末時点で記入してください。	
		廃油	0.0	0.0	0.0	0.0		
		廃プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0		
		汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0		
		下水道汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0		
公用車のエアコン使用(台)			0.0	0.0	0.0	0.0	水道の使用量を記入してください。	
水道使用量(m ³)			0.0	0.0	0.0	0.0	可燃ごみの数量を記入してください。	
可燃ごみ搬出量(kg)			0.0	0.0	0.0	0.0	コピー用紙、プリンター用紙の購入枚数を記入してください。(県庁一括購入分は除いてください。)	
コピー用紙(千枚)			0.0	0.0	0.0	0.0	公用自転車の保有台数・庁舎駐輪場の駐輪可能台数を上半期については9月末時点で、下半期については3月末時点で記入してください。(生徒は含めないでください。)	
公用自転車保有数(台)			0.0	0.0	0.0	0.0		
駐備輪設	台	来客用	0.0	0.0	0.0	0.0	環境美化活動の回数と内容を記入願います。(日常行っている清掃は除いてください。)	
		職員用	0.0	0.0	0.0	0.0		
環境美化活動実施数(回)			0.0	0.0	0.0	0.0		
実施内容・参加人数								

職員率先実行計画是正措置等記録票（様式C）

取組結果

取 組 期 間	年 月 ~ 年 月
環 境 目 標	
チェック項目の実績 (様式Aの実施状況)	
エネルギー使用量の実績 (様式Bの達成状況)	
目標と実績に著しい 乖離がある場合の原因	
是正又は改善措置の必要性	

是正措置等又は改善措置

是正措置等実施年月	年 月
是 正 措 置 等 の 内 容	

【記入方法】

- ・職員率先実行計画チェックリスト（様式A）およびエネルギー使用量等調査票（様式B）について、目標と実績に著しい乖離があった場合に、目標ごとに作成してください。
- ・著しい乖離とは、様式Aについては各項目のうち実施率が「50%未満」となったもの、様式Bについては、前年同期の使用量等を超えてしまったものについて記入してください。
- ・是正又は改善措置の必要性については、一時的な業務増によるものや、職務遂行上やむを得ないと判断されるものは除いてください。
- ・是正措置の内容は、乖離があった目標について対策等を講じた内容を記入してください。

ちきゅうをまもっていくために。



長野県

生活環境部環境政策課
☎026-235-7022 ☎026-235-7491



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp